

足立区  
高齢者保健福祉計画  
第8期介護保険事業計画  
令和3年度～令和5年度  
中間報告

この中間報告は、現段階での考え方を提示したものです。  
今後、この内容について皆様からのご意見や厚生労働省の通知内容を検討し、  
令和3年3月に本報告を行う予定です。

令和2年9月



足立区

福祉部 高齢者施策推進室

高齢福祉課

地域包括ケア推進課

介護保険課

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の背景及び趣旨.....	1
3 法令等の根拠.....	1
4 計画の位置付け.....	2
5 計画の策定経過等.....	3
6 計画の期間.....	3
<b>第2章 前期計画の成果</b> .....	4
1 事業の進捗状況.....	4
2 成果と今後の展望.....	4
<b>第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて</b> .....	5
<b>第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業</b> .....	7
1 健康の維持.....	7
2 孤立の防止.....	11
3 地域での活躍.....	13
4 老いへの備え.....	17
5 異変への気づき.....	19
6 専門機関とのつながり.....	23
7 将来の住まいへの備え.....	25
8 在宅生活を支える支援.....	27
9 安心の向上や楽しみの持続.....	31
10 医療と介護の連携促進.....	35
11 人材の確保・育成.....	37
12 安定的な介護サービスの提供.....	41
13 安心できる住まいの確保.....	43
14 地域とのつながりの維持.....	47
15 本人の意思に基づく専門的支援.....	49
16 看取りを視野に入れた対応の推進.....	51
17 支援の質を高める連携の強化.....	53
18 施設ニーズにも対応した住環境の確保.....	55
<b>第5章 第8期介護保険事業計画</b> .....	57
1 介護保険事業の現状と推計.....	57
2 介護保険制度の主な改正点.....	71
3 介護保険料の算出.....	72

## 第 1 章 計画の概要

### 1 計画策定の目的

『足立区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（2021 年度（令和 3 年度）～2023 年度（令和 5 年度））』は、本区の高齢者が、安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。また、平成 31 年 3 月に策定した、『足立区地域包括ケアシステムビジョン』の行動計画としての位置づけをもつものです。

### 2 計画策定の背景及び趣旨

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦、高齢者のみの世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、足立区でも平成 29 年には、後期高齢者が前期高齢者を上回り、今後も増加が見込まれます。

平成 12 年度にスタートした介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着、発展してきました。平成 18 年 4 月からは、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系を構築し、推進してきました。そして平成 27 年度から 29 年度には、「地域包括ケアシステムの構築」を推進するため、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「認知症施策推進事業」等の取り組みがスタートしました。平成 30 年度からは、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」が大きな柱として掲げられ、取り組みを進めてきました。

特に、足立区では平成 31 年 3 月に『足立区地域包括ケアシステムビジョン』を策定し、「地域全体で、見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたって必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できる」まちをめざして取り組みを進めているところです。また、令和 2 年 6 月の社会福祉法の改正により、「地域共生社会の実現」等が柱として盛り込まれ、2040 年度（令和 22 年度）を見据えた基盤整備・人材確保にも取り組むことが求められています。

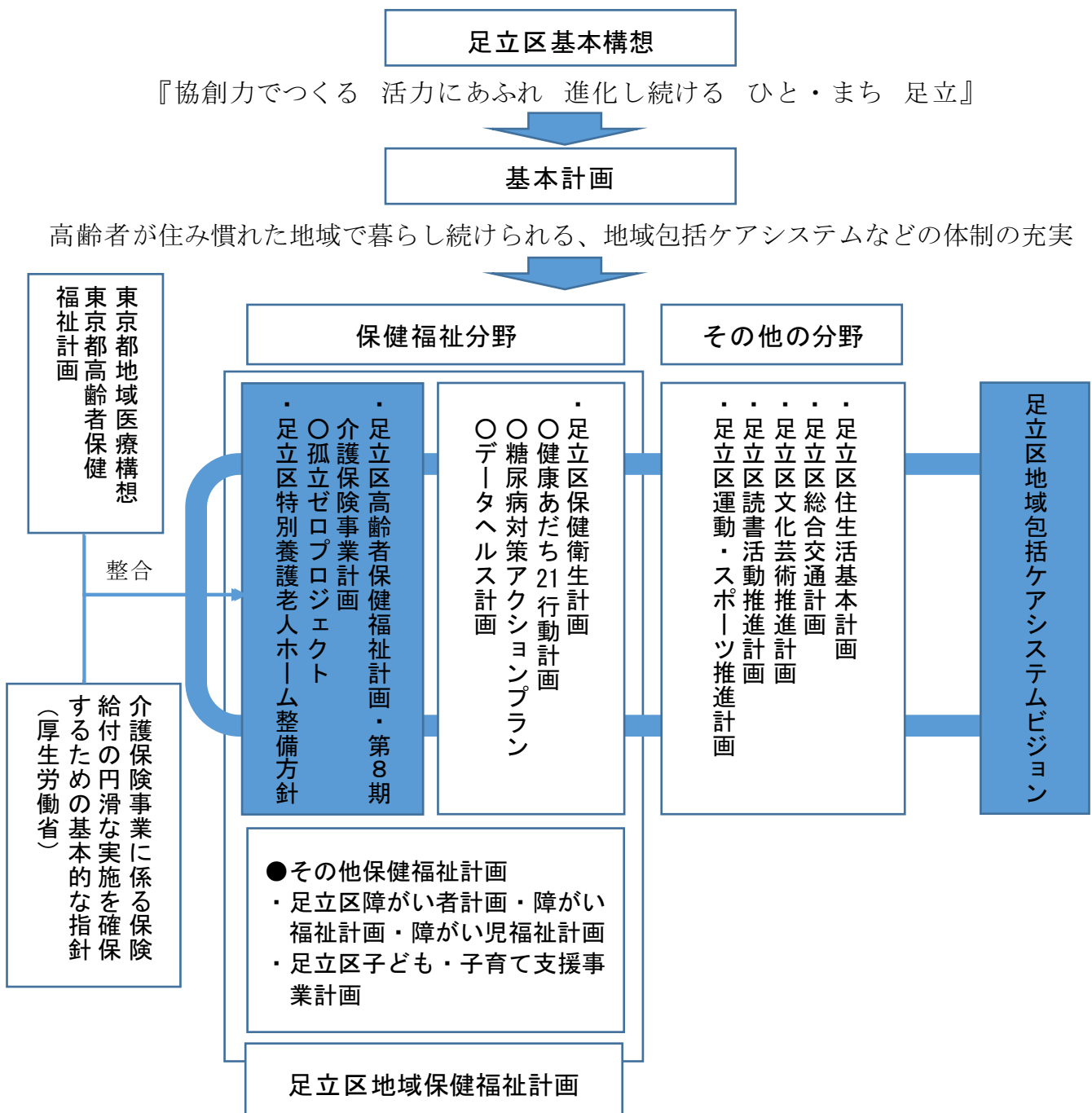
### 3 法令等の根拠

本計画は老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法第 117 条第 1 項に基づき策定するものです。

#### 4 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、「足立区基本計画」を上位計画とした「足立区地域保健福祉計画」「足立区地域包括ケアシステムビジョン」の一環とし、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に定める将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるものとして策定します。

また、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「東京都高齢者保健福祉計画」「東京都地域医療構想」との整合性を図り、「足立区保健衛生計画」「足立区障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「足立区子ども・子育て支援事業計画」などの保健福祉計画や、「足立区総合交通計画」「足立区住生活基本計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」などの関連計画と調和がとれたものとしします。



## 第1章 計画の概要

### 【5 計画の策定経過等・6 計画期間】

#### 5 計画の策定経過等

下記の通り、足立区の高齢者等の実態を把握するため、令和元年12月から令和2年2月にかけて、以下、全9種の調査を並行して実施しています。

区民対象の調査では、住民の状態や介護の希望を把握し、本計画の策定の参考にします。

調査票		発送数	回収数	有効票	無効票	回収率
区民対象調査	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	7,500	4,103	3,967	136	54.7%
	②高齢者単身世帯実態調査	2,500	1,353	796	557	54.1%
	③要介護認定者実態調査	5,000	2,637	2,637	0	52.7%
	④在宅介護実態調査	942	688	687	1	73.0%
事業所対象調査	⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査	738	449	449	0	60.8%
	⑥居宅介護支援事業所実態調査	219	156	156	0	71.2%
	⑦介護保険施設実態調査	44	36	36	0	81.8%
	⑧有料老人ホーム施設実態調査	45	19	19	0	42.2%
	⑨サービス付き高齢者住宅実態調査	36	22	22	0	61.1%

#### 6 計画の期間

この計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく3年計画として第8期介護保険事業計画を包含した計画であり、計画期間は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3か年とします。

なお、本計画は、厚生労働省が告示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示すとおり、第7期計画までの取り組みを踏まえ、また第9期計画以降、2040年度（令和22年度）のめざすべき姿を念頭におき、計画を策定し、推進していくものとします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第7期計画											
	見直し		第8期計画								
				見直し		第9期計画（予定）					
							見直し		第10期計画（予定）		

## 第2章 前期計画の成果

### 1 事業の進捗状況

前期計画では、「高齢者の健康を保持・増進し、社会参加を進めます」「介護保険サービスを適切に提供します」「高齢者の在宅生活を支援します」「高齢者の権利を守るしくみを充実します」「地域で支えあうしくみを充実します」「福祉サービスの質を高めていきます」の6本の柱で、取り組みを進めてきました。

重点的に取り組んだ事業として、地域包括ケアシステム梅田地区モデル事業の実施、生活支援サポーター養成の開始、認知症サポーター養成講座や元気応援ポイント事業などがあり、事業の参加者も着実に増えています。

しかし、令和元年度後半では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護予防につながる各種の教室事業や検診事業において十分な事業展開ができませんでした。

### 2 成果と今後の展望

令和元年12月に実施した高齢者等実態調査では、幸福度を7点以上とした高齢者の割合は60.0%となり、平成28年11月に実施した調査時（以下、「前回調査時」という。）の56.8%から上昇しました。

一方で、今後の生活について不安を感じている高齢者の割合は56.1%と、前回調査時の54.5%と比べ増えるなど、将来の健康、住まい、医療などの不安をどう払拭するかの課題があります。

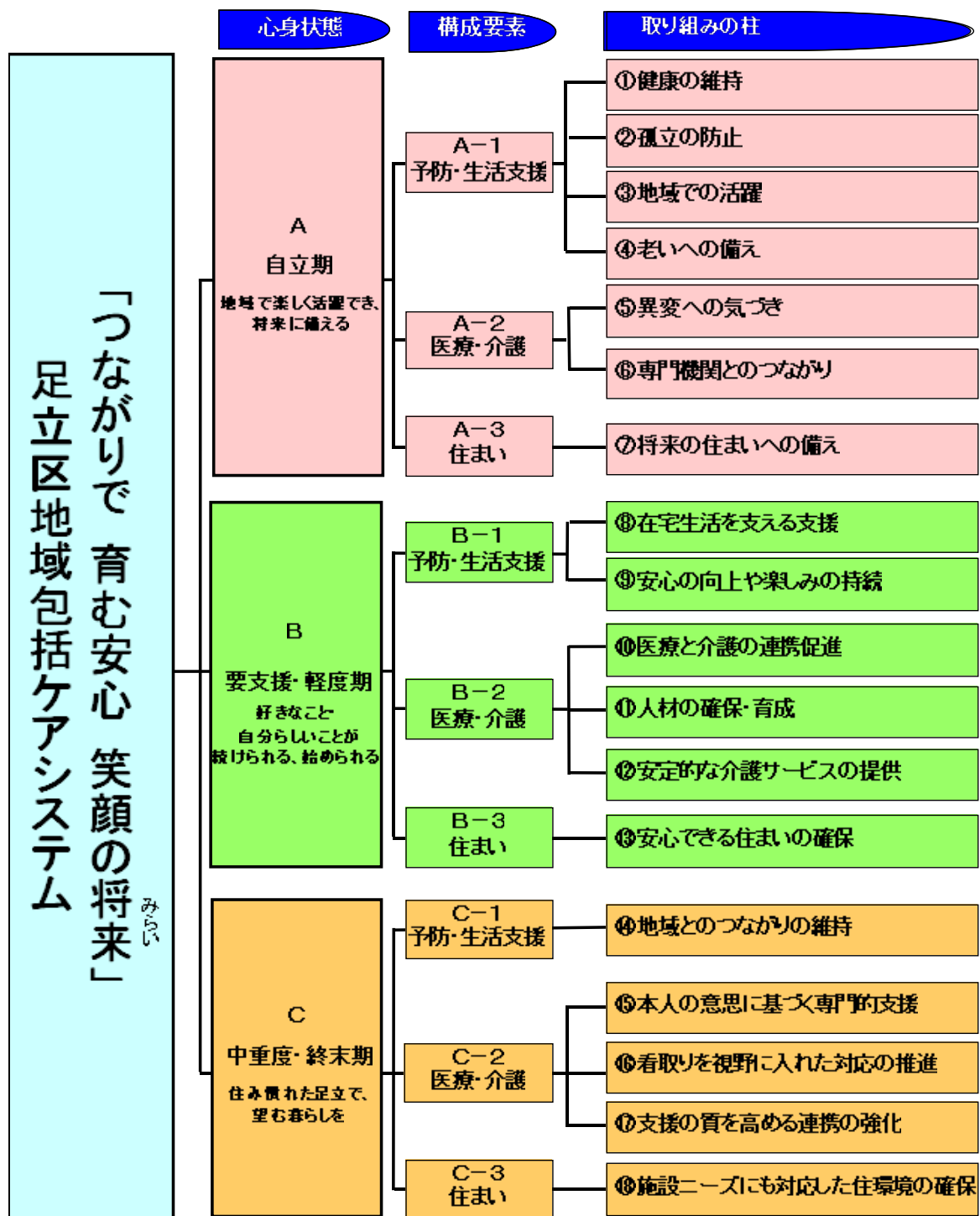
今後については、新型コロナウイルス感染症対策としての3密回避をはじめとする「新しい生活様式」に応じた取り組みなど、事業の実施方法の工夫にも努めていきます。

### 第3章 地域包括ケアシステムビジョンについて

足立区地域包括ケアシステムビジョンは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるまちをめざして、18本の取り組みの柱を定めています。

「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」では、地域包括ケアシステムビジョンの18本の柱ごとに将来の目指すべき姿を描き、それを実現するための各種事業の取り組みを定めます。

【体系図】



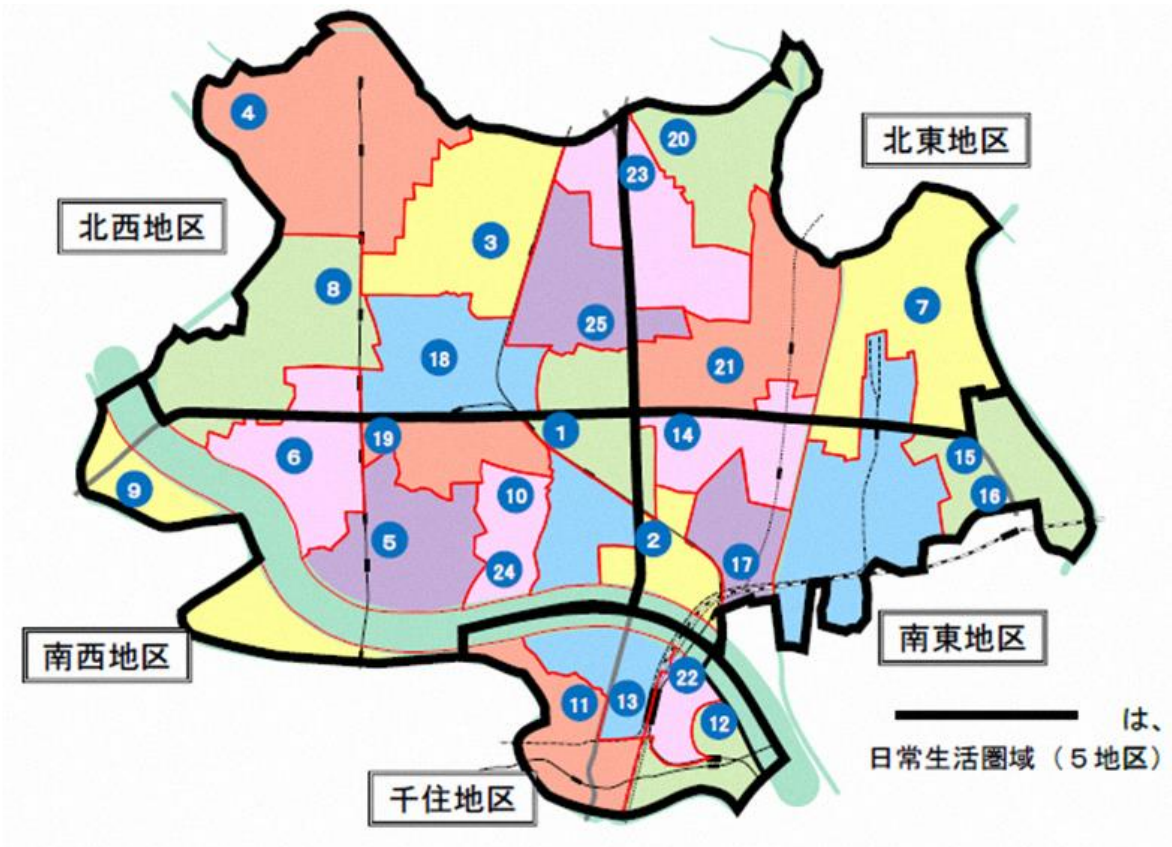
自立期：介護の必要がない状態

要支援・軽度期：介護認定がおおよそ「要支援1」～「要介護2」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

中重度・終末期：介護認定がおおよそ「要介護3」～「要介護5」程度の身体状態・認知機能・障がいの状態

【日常生活圏域の設定】

足立区の日常生活圏域5地区および地域包括支援センターの配置状況



No.	名称	住所	No.	名称	住所
①	基幹	梅島 2-1-20	⑭	中央本町	中央本町 4-14-20
②	あだち	足立 4-13-22	⑮	東和	東和 4-7-23
③	伊興	伊興 3-7-4	⑯	中川	中川 4-2-14
④	入谷	入谷 9-15-18	⑰	西綾瀬	西綾瀬 3-2-1
⑤	扇	扇 1-52-23	⑱	西新井	西新井 2-5-5
⑥	江北	江北 3-14-1	⑲	西新井本町	西新井本町 2-23-1
⑦	さの	佐野 2-30-12	⑳	はなはた	花畑 4-39-11
⑧	鹿浜	皿沼 2-8-8	㉑	一ツ家	一ツ家 4-5-11
⑨	新田	新田 3-4-10	㉒	日の出	日ノ出町 27-4-112
⑩	関原	関原 2-10-10	㉓	保木間	保木間 5-23-20
⑪	千住西	千住中居町 10-10	㉔	本木関原	本木 1-4-10
⑫	千住の郷	柳原 1-25-15	㉕	六月	六月 1-6-1
⑬	千住本町	千住 3-7-101	(②～⑤は50音順)		



## 第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業

地域包括ケアシステムビジョンで策定した将来像の実現のために、3つの心身状態及び3つの構成要素で分けられた9つの区分を設定しており、その中で取り組むべき事項を18本の「柱」として設定しています。

### 1 健康の維持



#### (1) 目指すべき姿

自立した生活を少しでも長く続けるためには、健康を維持することが何よりも大切です。そのため、高齢者自身は、各種講座や運動・体操プログラムなどに参加して、介護予防に努めます。また、区や専門機関は、高齢者が適度な運動とバランスのとれた食生活で、規則正しい生活が送れるよう啓発をしていきます。

#### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱1-I	健康寿命（男性）
	健康寿命（女性）

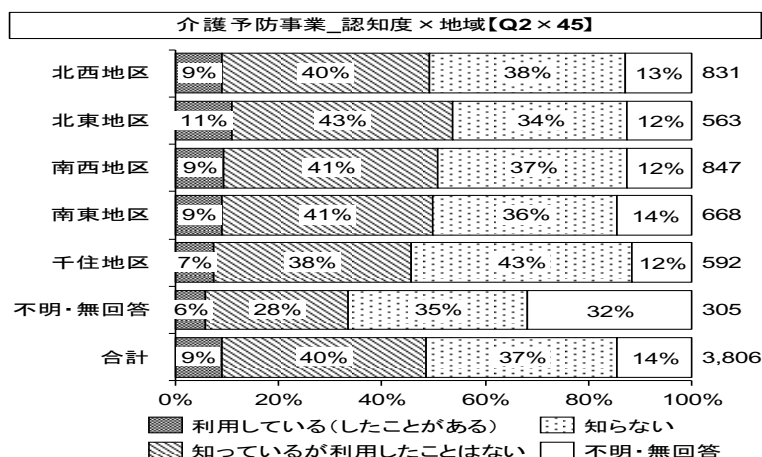
#### (3) 注力する視点

介護予防事業の認知度向上の取り組みとあわせ、自分にあった取り組みを高齢者に理解してもらう工夫が必要となります。

高齢者が自身の状態を知ること、専門職による個別アドバイスができる仕組みを取り入れていくことが重要です。

#### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

介護予防事業の認知度は、区全体では「利用している（したことがある）」と「知っているが利用したことはない」の合計は約半数（49%）ですが、37%が「知らない」となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問2, 問45

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
①-1	悠々会館健康体操事業	継続	悠々会館を利用し、運動経験の少ない高齢者を対象とした健康体操教室を実施します（30人×8回の教室を年度2回実施）。
①-2	パークで筋トレ	拡充	公園や遊歩道を活用し、ストレッチや筋力トレーニング、ウォーキング等、気軽に参加でき、参加者が自主的に継続していけることを目標に事業を開催します。
①-3	ウォーキング教室	拡充	公園施設や遊歩道等を活用し、安全で気軽にウォーキングを楽しみながら、自主的に実践していくことを目的に開催します。
①-4	高齢者の健康体力づくり活動の機会提供事業	拡充	総合型地域クラブによる高齢者を対象とした事業を開催します。
①-5	スポーツ推進委員会による事業	継続	高齢者を中心に体力測定を実施し（スポーツカーニバル）運動・スポーツを始めるきっかけづくりに発展させていきます。
①-6	スポーツ施設高齢者対象事業	拡充	高齢者を対象とした健康体力づくり事業を開催していきます。
①-7	体育協会による活動支援事業	拡充	体育協会加盟団体の高齢者の継続的な運動・スポーツ活動に対して支援していきます。
①-8	特定健康診査・特定保健指導	継続	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。また、特定健康診査の結果を階層化してレベルに合わせた特定保健指導を行います。
①-9	後期高齢者医療健康診査	継続	後期高齢者の生活習慣病の早期発見及び健康の保持増進を目的とした後期高齢者医療健康診査を実施します。
①-10	後期高齢者歯科検診	新規	高齢期における口腔機能の低下を予防し、健康の維持・増進を図るため歯科健診を実施します。
①-11	高齢者の健康・趣味の講座	継続	後期高齢者医療被保険者を対象に地域学習センターで各種講座等を開催することで健康増進の積極的推進と社会参加の促進を図ります。
①-12	配食サービス促進事業	継続	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供している配食サービス協力店を支援します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業

【1 健康の維持】

No	事業名	展開	事業概要
①-13	高齢者入浴事業 (ゆ〜ゆ〜湯入浴事業)	継続	4月1日現在、満70歳以上の高齢者に対し、毎月第二・第三・第四水曜日を含む週の月〜土曜日に、各1回350円引きで入浴できる「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」を発行します。
①-14	はつらつ教室(通所型)	継続	屋内で気軽に介護予防に取り組めるよう、運動機能向上や閉じこもり予防を目的とした教室を開催します。
①-15	自主グループの育成	継続	社会参加促進のための高齢者の自主的な健康づくりグループを育成します。
①-16	高齢者体力測定会	新規	65歳以上の高齢者を対象に、自分の身体状態を知ってもらうことを目的とし、体力測定会を行います。
①-17	はじめてのフレイル予防教室	継続	要介護状態になる可能性の高い方に対し、運動機能向上や口腔機能の向上、栄養改善を組み合わせた教室を開催します。
①-18	住区センターにおける自主的な介護予防講座	新規	住区センターにおける自主的な介護予防に関する効果的な講座として①身体機能や運動機能の維持・向上に資する体操や運動②口腔機能の向上に資する講座③栄養に関する講座を実施します。
①-19	地域ミニデイサービス (ふれあい遊湯う)事業	継続	銭湯を会場としたミニデイサービス、健康チェックや趣味いきがい活動を実施して、介護予防と閉じこもりを防止します。
①-20	あだちベジタベライフの定着	拡充	区民や業者等と区の協働により、糖尿病対策の一環として「あだちベジタベライフ」を地域に定着させ、質、内容の充実を図ります。
①-21	健康づくり推進員の育成・支援	継続	糖尿病対策を推進するため、健康づくり推進員が「あだちベジタベライフ」を効果的に普及・啓発できるよう、支援していきます。
①-22	保健師等の訪問による本人及び家族支援のための地域コーディネート	継続	電話や面接による相談に対応し、必要に応じて保健師が家庭訪問を行います。また、関係機関と連携をはかることにより、効果的な相談、支援体制を構築します。



## 2 孤立の防止



### (1) 目指すべき姿

退職や家族構成の変化を迎える高齢期は、職場や家庭、地域における人間関係が希薄になりがちです。住み慣れた自宅・地域で長く暮らしていくために、ゆるやかに社会とつながりを持てる地域ネットワークを作っていきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱2-I	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合
柱2-II	閉じこもり傾向のある高齢者の割合（外出が週1回以下）
柱2-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合
柱2-IV	高齢者孤立防止・見守り活動への協力意向を持つ高齢者の割合

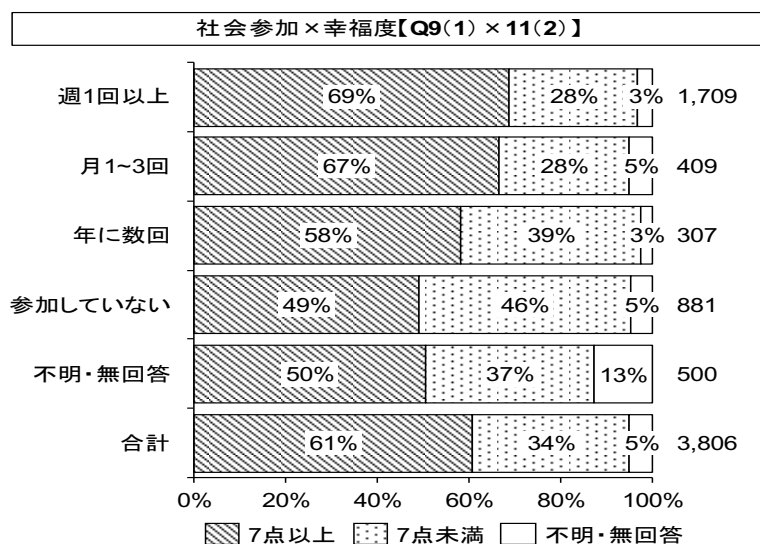
### (3) 注力する視点

高齢者をいかに地域ネットワークへ巻き込んでいくかが重要であり、特に男性は女性に比べ地域との関わりが少ないため、工夫した取り組みが必要となります。

地域高齢者の受け皿となる地域ネットワークを育てていく仕組みの構築が必要となります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

区全体では、幸福と感じている（7点以上）割合は61%であるのに対して、社会参加が週1回以上の場合は69%、月1～3回の場合は67%と、社会参加している頻度が多いほど、幸福度がより高くなっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問9(1)、問11(2)

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
②-1	町会・自治会との連携	継続	孤立ゼロプロジェクト実態調査を通して、町会・自治会の自主的な見守り・声かけ、居場所づくり活動を啓発し、見守りネットワークを強化していきます。
②-2	住区 de 団らん事業	継続	新型コロナウイルス対策を講じながら、住区センターの悠々館（老人館）で高齢者を対象に団らんの時間と夕食の場を提供し、地域での孤立を防いでいきます。
②-3	住区センター（悠々館）等の運営	継続	新型コロナウイルス対策を講じながら、高齢者が憩える場を提供し、住区センター（悠々館）などの、60歳以上の区民1人あたりの年間利用回数を増やしていきます。
②-4	絆のあんしんネットワーク	継続	地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族の不安や悩みを早期に発見し、地域ぐるみで支えていくネットワークを充実していきます。
②-5	シルバー人材センターの支援	継続	シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労相談と就労機会の拡充を図っていきます。
②-6	民生・児童委員との連携	継続	地域での保健・福祉活動の活発化をはかるため、民生・児童委員等との連携を強化しています。
②-7	要支援者早期発見のためのライフライン関係事業者等との連携	継続	日々の業務において区民と接する機会の多いライフライン関係事業者等と協定を締結し、要支援者に係る通報をしてもらうことにより、要支援者早期発見のための体制を構築します。
②-8	老人クラブ指導助成事業	継続	老人クラブが地域の社会活動の担い手となるよう支援します。
②-9	友愛実践活動への支援	継続	老人クラブの会員が、地域のひとり暮らしやねたきり高齢者を訪問し、孤独感解消のための話し相手や日常生活援助などを行います。
②-10	ふれあいサロン支援事業	継続	地域の高齢者や障がい者の閉じこもり防止や見守りのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し支えあう地域づくりを推進します。
②-11	ボランティア活動助成事業	継続	高齢者の食生活の向上及び孤独感の解消のため、定期的に配食サービスを提供しているボランティアグループを支援します。
②-12	おはよう訪問事業	継続	在宅のひとり暮らしの高齢者を対象に乳酸菌飲料を届けることにより、安否確認をし、孤独感の緩和に役立ちます。



### 3 地域での活躍

#### (1) 目指すべき姿

人生 100 年時代を迎える今後、高齢者が地域でいきいきと活動・活躍でき、楽しさや生きがいを感じられるまちにしていきます。

#### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

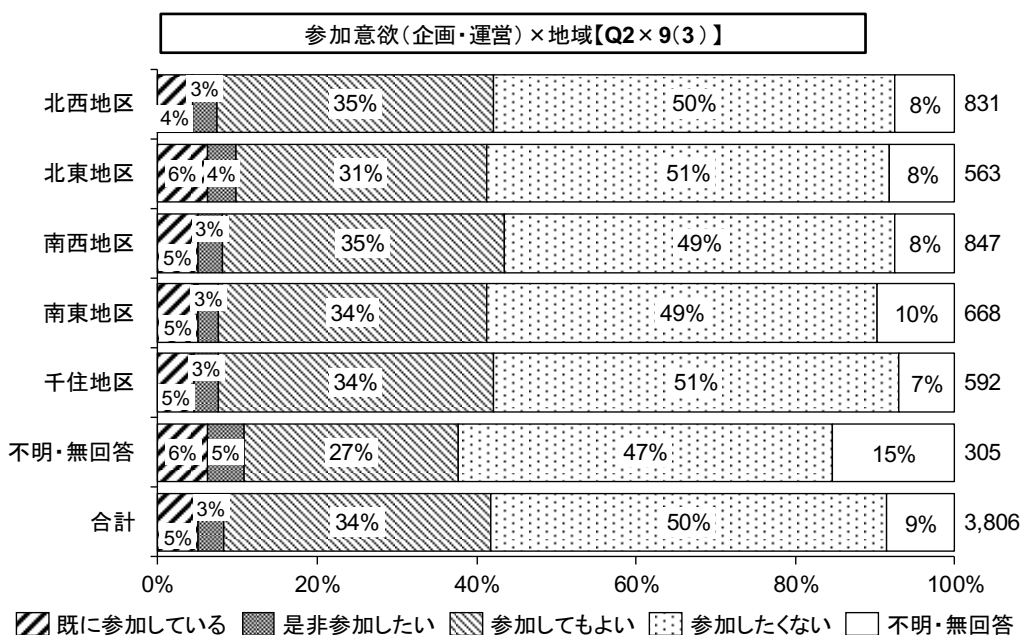
No	指標名
柱 3-I	地域活動へ「年数回以上」参加している高齢者の割合
柱 3-II	高齢者孤立防止・見守り活動への参加意向を持つ高齢者の割合【再掲】
柱 3-III	現在の幸福度を 7 点以上（10 点満点）とした高齢者の割合【再掲】

#### (3) 注力する視点

地域活動に参加する意向のある高齢者を発掘していく仕組みが必要になります。また、地域ネットワークのリーダーとなりうる人材の発掘、養成が重要です。

#### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

通いの場の企画・運営としての参加意欲については、区全体では「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせて約 40%が参加意欲を示しています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 2, 問 9(3)



(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
③-1	【再掲】 住区 de 団らん事業	継続	P.12 ②-2 を参照
③-2	生涯学習ボランティア活動の推進事業	継続	高齢者の生涯学習分野の地域活動を促進するため、ボランティア養成講座の実施、活動の場、機会の提供等の支援を行います。
③-3	学び情報提供サービス	継続	地域の学習会や学校の授業に、無償で講師を派遣します。
③-4	あだち区民大学塾の支援事業	継続	区民を対象に、区民講師を中心とした学習講座を区民の学習支援ボランティアが企画運営する協働型学習事業です。
③-5	地域学習センター登録団体による出張講座・発表支援事業	継続	学びの成果を発表できる団体と高齢者施設等のつながりを継続していきます。
③-6	【再掲】シルバー人材センターの支援	継続	P.12 ②-5 を参照
③-7	【再掲】老人クラブ指導助成事業	継続	P.12 ②-8 を参照
③-8	【再掲】友愛実践活動への支援	継続	P.12 ②-9 を参照
③-9	【再掲】はっらっ教室（通所型）	継続	P.9 ①-14 を参照
③-10	【再掲】自主グループの育成	継続	P.9 ①-15 を参照
③-11	高齢者ボランティア（元気応援ポイント）	継続	ボランティア登録をした高齢者が元気応援ポイント事業受入施設等で指定されたボランティア活動を行い、活動実績に応じて事業活動交付金を交付します。
③-12	あったかサポート事業	継続	事業に協力していただける区民（協力会員）が、日常生活に支障のある高齢者等（利用会員）に対し、生活支援や生きがい支援を行います。
③-13	ちょこっとサポート事業	継続	区民のサポート隊員が日常生活に支障のある高齢者等に「ちょっとした困りごと」のお手伝いを行います。



第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業  
【3 地域での活躍】

No	事業名	展開	事業概要
③-14	ボランティアセンター運営事業	継続	ボランティア活動をしたい方と受け入れたい方のコーディネート、ボランティア相談、各種情報提供を行います。
③-15	ボランティアまつり事業	継続	ボランティアグループの活動に関して発表・解説を実践者が行うことにより、ボランティア活動の実践に向け理解を深め、ボランティア活動の推進を図ります。
③-16	【再掲】 ふれあいサロン支援事業	継続	P.12 ②-10 を参照



## 4 老いへの備え

予防・生活支援 医療・介護 住まい



### (1) 目指すべき姿

高齢者本人が、自立期のうちから権利擁護や介護保険制度等を学び、「老い」に向けた準備ができるよう、区は場や機会の提供などの支援に取り組んでいきます。また、長く続けられる楽しみを見出すことも、豊かな老いを迎えるための備えになります。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱4-I	老いへの備えを「考えている」高齢者の割合
柱4-II	趣味が「ある」高齢者の割合
柱4-III	生きがいが「ある」高齢者の割合
柱4-IV	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合【再掲】

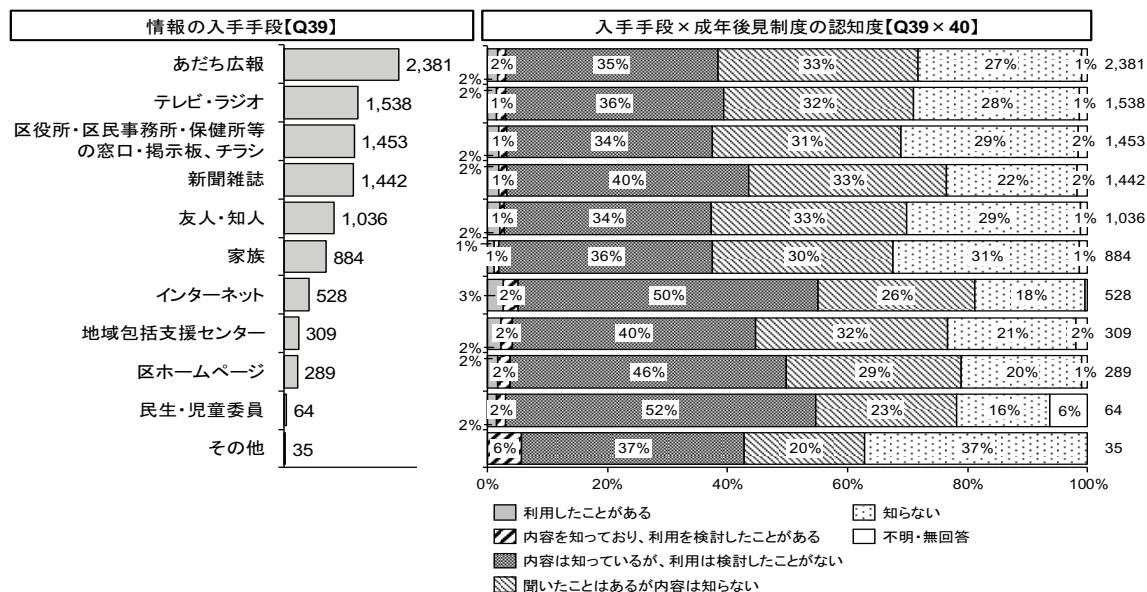
### (3) 注力する視点

高齢者に対する情報発信を、きめ細かく地域ごとに行える仕組みの構築が必要になります。また、パソコンやスマートフォンを日常的に使用してきた世代が徐々に高齢化し、ICTを活用した情報発信も工夫していく必要があります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期の高齢者の身近な暮らしの情報入手手段としては、「あだち広報」が最も多く、次いで「テレビ・ラジオ」、「区役所・区民事務所・保健所等の窓口・掲示板、チラシ」、「新聞雑誌」となっています。

成年後見制度については、「インターネット」や「民生・児童委員」、「区ホームページ」から情報を入手している層が、制度の利用につながっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 39, 問 40

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
④-1	【再掲】高齢者の健康・趣味の講座	継続	P.8 ①-11 を参照
④-2	【再掲】学び情報提供サービス	継続	P.14 ③-3 を参照
④-3	老い支度啓発事業	継続	年齢に応じて必要な備えを主体的に行ってもらえるように、老い支度の啓発・PRを行います。エンディングノートの活用を含めた関連講座を、権利擁護センターあだちや地域包括支援センターで開催します。
④-4	地域包括支援センター 高齢者総合相談	継続	家族介護の悩みや福祉、医療、施設入所・介護予防、福祉機器の購入・利用など、高齢者に関する相談を受け付けます。
④-5	高齢者あんしん生活支援事業	継続	65歳以上で区内に身寄りのない高齢者に対して、見守り、入院時の支援、成年後見制度への確実な橋渡し、葬祭等を含めた包括的な老い支度支援を契約により提供します。
④-6	権利擁護センターあだちの運営	継続	地域包括支援センターの権利擁護業務、総合相談業務への支援など専門的な役割を担うとともに高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう法人後見を実施するなど権利擁護事業の推進に努めます。
④-7	「成年後見制度」周知事業	新規	成年後見制度利用支援事業を権利擁護センターあだちに業務委託し、区民への高齢者等の権利を守るしくみとして「成年後見制度」の周知に努めます。



## 5 異変への気づき

### (1) 目指すべき姿

高齢者は自身の変化に気づけるよう定期的に健康診査を受診し、区や専門機関は受診啓発に努めることが大切です。周囲の人が高齢者の異変に気付いた場合は、声を掛けたり関係機関へつなぐなどして、病気の早期発見・早期治療につながるまちづくりを進めます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱5-I	認知症サポーター数（新規養成者数）
柱5-II	特定健診受診率
柱5-III	後期高齢者医療健診受診率
柱5-IV	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合【再掲】

### (3) 注力する視点

健診データなどを活用し、個別アプローチでより具体的な指導・支援ができる仕組みの構築が必要です。

専門職を巻き込みながら、その人にあった支援が行える体制を構築することが必要になります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期高齢者の主観的健康度について、区全体では「とてもよい」が15%、「まあよい」が64%となっています。家族構成別で見ると、「とてもよい」が1人暮らし世帯で12%、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）で13%と低く、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）で22%と高くなっています。



出典：①介護予防・日常生活圏ニーズ調査 問5(1), 問11(1)

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑤-1	【再掲】特定健康診査・特定保健指導	継続	P.8 ①-8を参照
⑤-2	【再掲】後期高齢者医療健康診査	継続	P.8 ①-9を参照
⑤-3	【再掲】町会・自治会との連携	継続	P.12 ②-1を参照
⑤-4	【再掲】絆のあんしんネットワーク	継続	P.12 ②-4を参照
⑤-5	【再掲】民生・児童委員との連携	継続	P.12 ②-6を参照
⑤-6	認知症サポーター養成講座の実施	継続	認知症の人が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症を理解してもらう講座を開催し認知症サポーターの養成を図ります。
⑤-7	認知症訪問支援事業	継続	65歳以上の介護認定未認定高齢者を対象に「介護予防チェックリスト」を実施し、早期に認知機能や生活機能の低下に気づき、適切な医療・介護に結び付くように地域包括支援センター職員が訪問、早期対応の充実を図ります。
⑤-8	認知症初期集中支援推進事業	継続	認知症の疑いがあり受診が難しい方や、介護サービスの導入が難しい方、適切に医療や介護サービスの利用ができていない方等へ、医療と介護の専門職が訪問を行い、アセスメントや家族の支援などを行います。
⑤-9	認知症講演会の実施	継続	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関する講演会等を実施します。
⑤-10	認知症啓発用リーフレット等の配布	継続	認知症に関する正しい知識を広く普及啓発するため、認知症に関するリーフレット等を配布します。
⑤-11	若年度性認知症の本人・家族への支援	継続	区内の若年度性認知症の本人・家族の交流会を開催し、早い段階から支援につなげます。
⑤-12	地域包括支援センターもの忘れ相談事業	継続	もの忘れや認知症が心配な高齢者や家族に対し、足立区医師会もの忘れ相談医による早期発見・早期治療への適切な相談・指導を行い、本人や家族の不安を軽減します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業  
【5 異変への気づき】

No	事業名	展開	事業概要
⑤-13	胃がん内視鏡検診	新規	問診、経口内視鏡または経鼻内視鏡による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-14	胃がんハイリスク検診	継続	ペプシノゲン法(PG法)検査とピロリ菌抗体検査を区内指定医療機関で行います。
⑤-15	大腸がん検診	継続	便潜血反応検査による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-16	乳がん検診	継続	マンモグラフィ(乳房X線撮影)による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-17	子宮頸がん検診	継続	子宮頸部の細胞診による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-18	肺がん検診	継続	胸部X線検査と喀痰検査を区内指定医療機関で行います。
⑤-19	前立腺がん検診	継続	PSA検査による検診を区内指定医療機関で行います。
⑤-20	健康増進健診	継続	特定健診・後期高齢者医療健診の対象とならない生活保護受給中の方などに特定健診と同等の健診を行います。
⑤-21	成人歯科健診	継続	歯周病を中心とした歯科健診を区内指定医療機関で行います。
⑤-22	【再掲】 後期高齢者歯科検診	新規	P.8 ①-10を参照
⑤-23	教職員研修と福祉との連携	継続	福祉教育全般にわたり、教職員の指導力や学校の教育力の向上に向け、取り組んでいきます。





## 6 専門機関とのつながり



### (1) 目指すべき姿

かかりつけ医・歯科医・薬局など、健康状態を把握してくれる専門家や、日常生活を支援する介護事業者、地域包括支援センターが、早期に高齢者につながる体制を作ることによって、高齢者の自立度と安心感を高めていきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

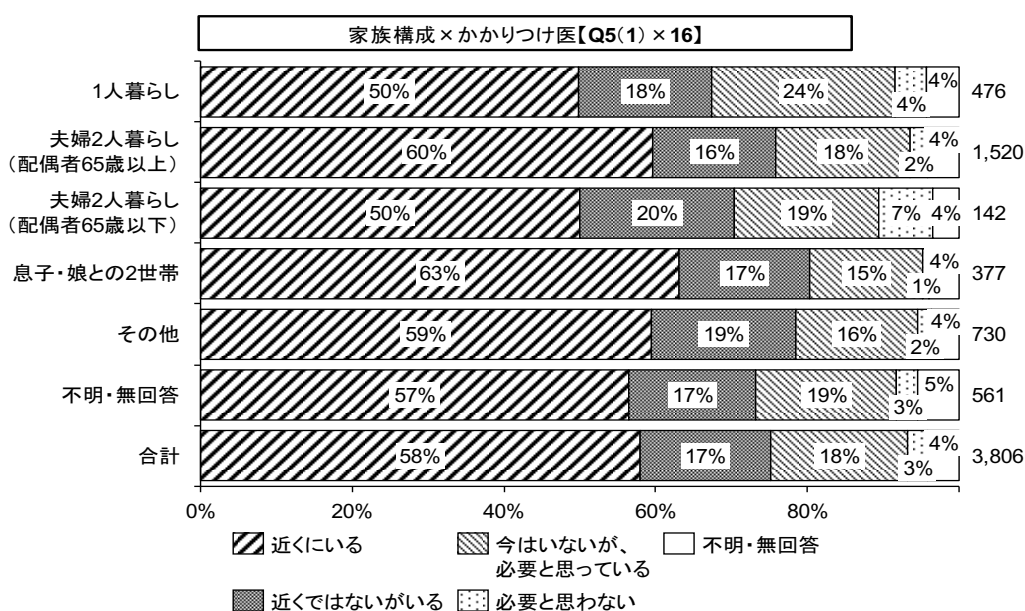
No	指標名
柱6-I	日常の健康について相談するかかりつけの医師がいる割合
柱6-II	地域包括支援センターを知っている高齢者の割合

### (3) 注力する視点

医療と介護の連携や、ライフプランにおける「かかりつけ医」を持つことの重要性など、その必要性を具体的に見せて、理解を広めていく工夫が必要です。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

自立期高齢者のかかりつけ医の状況は、区全体では「近くにいる」が58%、「近くではないがいる」が17%であり、「今はいないが必要と思っている」が18%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問5(1)，問16

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑥-1	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	継続	P. 18 ④-4 を参照
⑥-2	かかりつけ医・歯科医・薬局等の専門機関の啓発活動等の支援	新規	在宅療養のためには、かかりつけの医療機関・歯科・薬局等とのつながりが大切であることを区民に啓発します。
⑥-3	地域包括支援センター訪問等による高齢者の実態把握	新規	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方に、年に1度介護予防チェックリストを配付しています。介護予防チェックリストの結果と孤立ゼロプロジェクトの結果を基に、実態把握を行い、支援が必要な方を早期発見・早期対応します。
⑥-4	高齢者福祉相談	継続	高齢者の生活困難等の相談に応じます。
⑥-5	【再掲】高齢者あんしん生活支援事業	継続	P. 18 ④-5 を参照
⑥-6	【再掲】権利擁護センターあだちの運営	継続	P. 18 ④-6 を参照

## 7 将来の住まいへの備え



### (1) 目指すべき姿

関連する事業者・専門機関は、高齢者の住まいの悩みに適切に対応できる人材を育成するとともに相談窓口を設けます。区は、高齢者が必要とする住まいに関する情報を、確実に得ることができるよう支援します。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

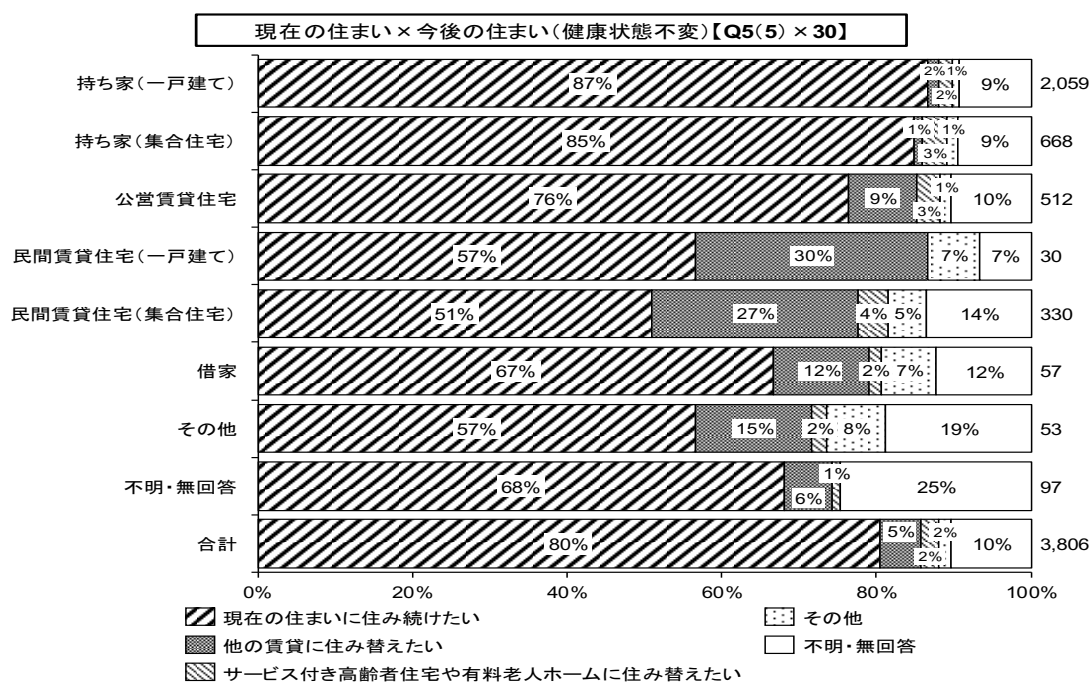
No	指標名
柱7-I	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合

### (3) 注力する視点

在宅生活を継続していくために必要な、具体的な備えや蓄えを理解してもらう取り組みが重要です。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

現在の住まいについては、区全体では、「持ち家（一戸建て）」が54%、「持ち家（集合住宅）」が18%、「公営賃貸住宅」が13%となっています。今後の住まいについて、区全体では、「現在の住まいに住み続けたい」が80%、「他の賃貸に住み替えたい」が5%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問5(5)，問30

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑦-1	高齢者見守りサービス助成	新規	申請者が見守りサービス提供事業者と契約した際に、該当申請者の申請に基づき、初期設置費用の一部を助成します。
⑦-2	緊急通報システムの設置事業	継続	緊急時にペンダント式のボタンを押すと民間受信センターに自動通報する装置を給付します。
⑦-3	高齢者住宅改修給付(予防給付)	継続	日常生活動作に低下が認められる方に、手すりの設置や段差解消及び設備費の一部を助成します。
⑦-4	高齢者住宅改修給付(設備改修)	継続	日常生活動作に低下が認められる方に、在宅生活の継続ができるよう浴槽の取り替え、便器の洋式化などの改修費の一部を助成します。
⑦-5	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	継続	「東京都福祉のまちづくり条例」や「足立区公共施設等整備基準」に基づき、建築計画の確認申請時等に、建設主や事業者と事前協議・調整を行っていきます。
⑦-6	高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせんの推進	継続	住宅確保要配慮者に対して宅地建物取引業協会・全日本不動産協会を通じ民間賃貸住宅のあっせんを推進します。
⑦-7	高齢者の住まいに関する人材育成と窓口の充実	新規	福祉の知識を備えた職員を配置することで、住まいの相談と合わせて福祉の窓口も案内します。
⑦-8	家具転倒防止器具取付工事等助成	継続	大規模地震への備えとして、家具類の転倒防止工事、窓ガラスの飛散防止フィルム貼り工事、ブロック塀等補強工事に対し、工事費を助成します。

## 8 在宅生活を支える支援



### (1) 目指すべき姿

介護の重度化を防ぐには、介護事業者等が、高齢者自らができることを最大限尊重しながら、早期に適切な支援を行っていくことが重要です。区も生活支援サービスのメニューを増やし、高齢者の自立生活維持をサポートできる体制を整えます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

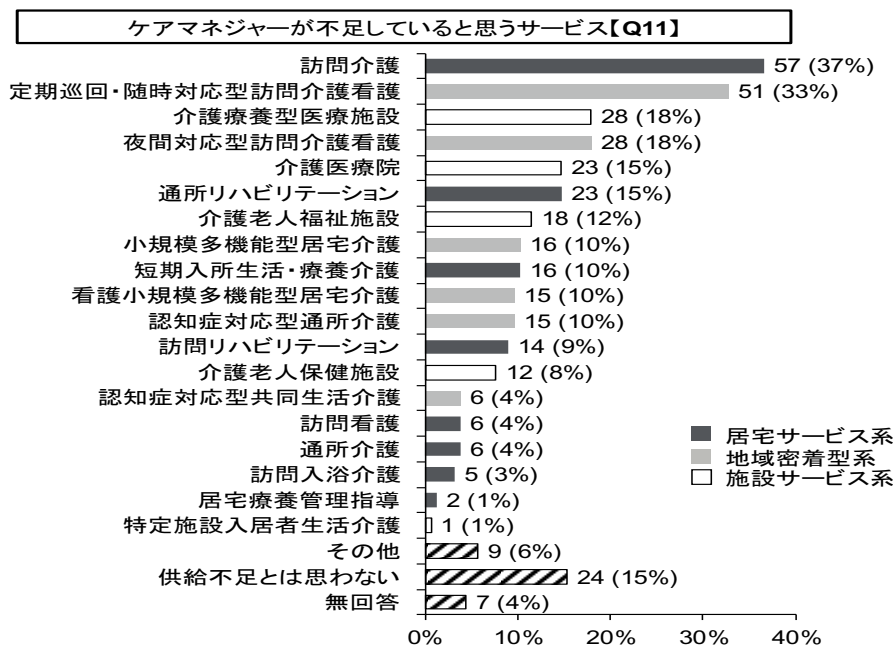
No	指標名
柱8-I	在宅サービスに「満足している」高齢者の割合
柱8-II	BMIが20.0以下（やせ、低栄養傾向）の高齢者の割合
柱8-III	心配や愚痴を聞いてくれる人が「いる」人の割合【再掲】

### (3) 注力する視点

介護サービスのほかに、地域住民による生活支援の仕組みを制度的に構築していくことが必要です。また、介護サービスの担い手拡大のために、より幅広く人材を受け入れられる工夫が必要になります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアマネジャーが不足していると思うサービスは、訪問介護が37%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が33%と高い割合で、次いで介護療養型医療施設と夜間対応型訪問介護看護がいずれも18%となっています。



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問 11

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑧-1	【再掲】特定健康診査・特定保健指導	継続	P.8 ①-8を参照
⑧-2	【再掲】後期高齢者医療健康診査	継続	P.8 ①-9を参照
⑧-3	【再掲】町会・自治会との連携	継続	P.12 ②-1を参照
⑧-4	【再掲】絆のあんしんネットワーク	継続	P.12 ②-4を参照
⑧-5	【再掲】民生・児童委員との連携	継続	P.12 ②-6を参照
⑧-6	見守りキーホルダーの配付	継続	認知症高齢者等に番号入りのキーホルダーを配付します。緊急時の警察・医療機関からの問い合わせに対応していきます。
⑧-7	【再掲】配食サービス促進事業	継続	P.8 ①-12を参照
⑧-8	高齢者日常生活用具給付事業	継続	ねたきりやひとり暮らしの高齢者に日常生活用具(シルバーカー、電磁調理器など)を給付します。
⑧-9	【再掲】高齢者住宅改修給付(予防給付)	継続	P.26 ⑦-3を参照
⑧-10	【再掲】高齢者住宅改修給付(設備改修)	継続	P.26 ⑦-4を参照
⑧-11	救急医療情報キット支給事業	継続	健康に不安のある高齢者又は障がいの手帳をお持ちの方に医療情報を記入し冷蔵庫に保管するキットを支給します。
⑧-12	徘徊高齢者位置検索システム費用助成事業	継続	認知症により徘徊行動のある高齢者を介護する区内の親族が位置検索システム事業者と契約した際に加入・検索料を助成します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業  
【8 在宅生活を支える支援】

No	事業名	展開	事業概要
⑧-13	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	継続	P.18 ④-4 を参照
⑧-14	介護予防サポーターの育成	新規	地域の介護予防を目的とした取り組みをしているグループの活動を担うサポーターを育成します。
⑧-15	自立支援・重度化防止に向けたマネジメント機能の強化	新規	自立した生活を継続するために、介護支援専門員等の介護予防マネジメントの強化を図ります。
⑧-16	地域包括支援センター家族介護者教室	継続	要介護高齢者の状態の維持・改善をはかるための適切な介護知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用方法を習得することなどを内容とした教室を開催します。
⑧-17	円滑に移動できるための交通手段の提供	新規	交通不便地域への交通手段の導入を検討します。
⑧-18	車いすの貸出事業	継続	一時的に車いすが必要な区民に貸出をします。
⑧-19	シルバーステッキ支給事業	継続	高齢者の歩行の安全をはかり、日常生活を援助するため、杖を交付します。





## 9 安心の向上や楽しみの持続



### (1) 目指すべき姿

この時期の高齢者には、身体の衰えや認知症の症状が出始める方もいますが、多くの場合、周囲の支えにより在宅生活を継続できます。区や専門機関は高齢者の孤立を防ぎ、安心感や生活上の楽しみを持ち続けられるように、在宅生活を支えます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

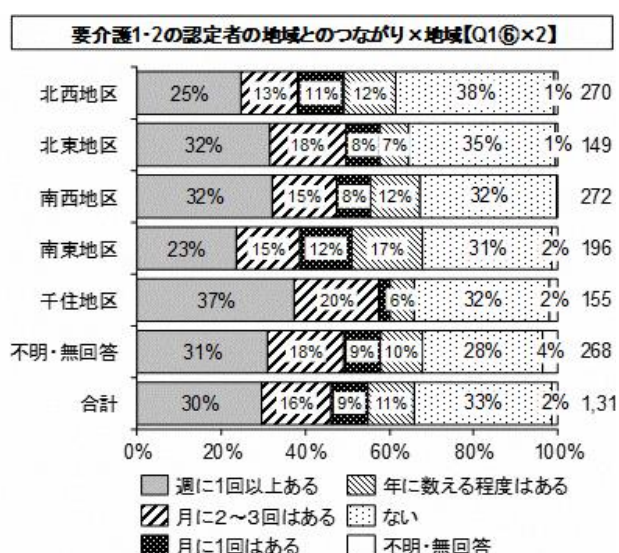
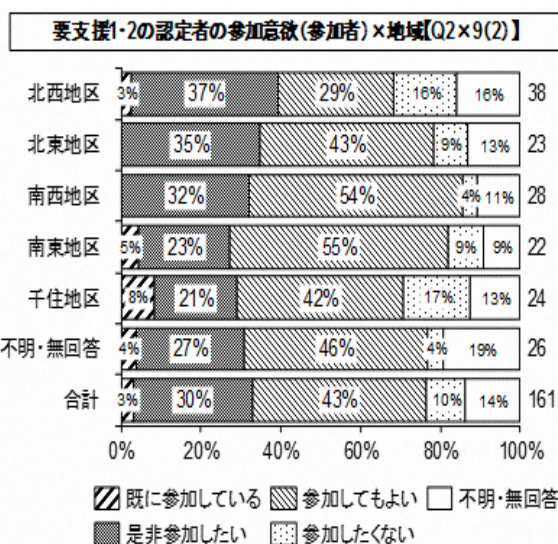
No	指標名
柱9-I	消費者被害やオレオレ詐欺にあったことがある高齢者の割合
柱9-II	今後の生活について、不安を感じている高齢者の割合【再掲】
柱9-III	趣味が「ある」高齢者の割合【再掲】
柱9-IV	生きがいが「ある」高齢者の割合【再掲】

### (3) 注力する視点

認知症になっても、これまでの生活が続けられるよう、地域で支えられるような人材を発掘、育成し活用できる仕組みの構築が必要になります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

要支援1・2の方の地域での活動参加意欲は、区全体では「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」を合わせると76%となっています。要介護1・2の方の地域とのつながりについては、区全体では「週に1回以上ある」「月に2~3回はある」「月に1回はある」を合わせると55%となっています。



出典：①介護予防・日常生活圏ニーズ調査 問2、問9(2)

出典：要介護認定者実態調査 問2、問1⑥

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑨-1	【再掲】高齢者の健康・趣味の講座	継続	P.8 ①-11 を参照
⑨-2	【再掲】町会・自治会との連携	継続	P.12 ②-1 を参照
⑨-3	【再掲】絆のあんしんネットワーク	継続	P.12 ②-4 を参照
⑨-4	【再掲】学び情報提供サービス	継続	P.14 ③-3 を参照
⑨-5	消費生活相談事業	継続	日常生活における契約上のトラブルや商品の品質・安全性などの様々な相談や苦情を受け、消費生活相談員が助言や情報の提供を行いながら、消費者とともに問題の解決にあたります。
⑨-6	地域包括支援センター・介護事業所・障がい者施設への情報提供	継続	消費者被害未然・拡大防止のため「だまされないで通信」を発行し、各事業所と連携して見守りの強化を図っていきます。
⑨-7	【再掲】民生・児童委員との連携	継続	P.12 ②-6 を参照
⑨-8	生活困窮者自立支援相談	継続	仕事、家計、こころ、からだ、家族や介護のことなどについて、高齢者を含む生活困窮者の相談に応じます。
⑨-9	成年後見制度等利用支援事業	継続	認知症等の原因により判断能力が不十分な高齢者等の権利及び財産等を守る仕組みである成年後見制度の活用を促進します。
⑨-10	成年後見制度利用助成事業	新規	成年後見制度の申し立てに必要な費用及び後見人等に支払う報酬費用を負担することが困難な方に費用の助成を行います。
⑨-11	成年後見制度推進機関の運営	継続	成年後見制度の普及啓発、あだち区民後見人の養成、後見人の支援、後見業務に関わる相談やトラブル対応、専門職への仲介、後見監督業務等を実施して、成年後見制度の利用促進を図ります。
⑨-12	成年後見制度利用促進	新規	成年後見制度の利用促進を図り、成年後見制度の利用が必要な区民が確実に制度利用に繋がられるよう支援します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業  
【9 安心の向上や楽しみの持続】

No	事業名	展開	事業概要
⑨-13	【再掲】高齢者見守りサービス助成	新規	P. 26 ⑦-1 を参照
⑨-14	【再掲】緊急通報システムの設置事業	継続	P. 26 ⑦-2 を参照
⑨-15	地域連携ネットワークの構築	継続	権利擁護支援が必要な方を早期に見つけて速やかに支援に繋ぎ、本人の意思や心身の状況を尊重した適切な後見活動を支援すること等を目的とした地域連携ネットワークを構築していきます。
⑨-16	【再掲】認知症訪問支援事業	継続	P. 20 ⑤-7 を参照
⑨-17	【再掲】認知症初期集中支援推進事業	継続	P. 20 ⑤-8 を参照
⑨-18	高齢者の日常生活支援の充実（買い物・外出手段の支援）	新規	高齢者の日常生活における支援ニーズや地域ニーズを把握し、必要なサービスを構築します。
⑨-19	認知症カフェ	継続	認知症の人と家族が同じ悩みを持つ人同士の交流の場として、また、地域の人や専門家と相互に情報を共有しお互いを理解し合う場として、地域包括支援センターで実施します。
⑨-20	【再掲】地域包括支援センター高齢者総合相談	継続	P. 18 ④-4 を参照
⑨-21	バス停の利用環境整備	継続	安心して安全な利用しやすいはるかぜバス停の利用環境を整備します。
⑨-22	交通安全教育の実施	継続	高齢者交通事故防止のため住区センター、悠々会館において、高齢者交通安全講習会等を継続実施します。
⑨-23	安全で快適な歩道の整備	継続	幅員の狭い歩道の安全性を高めるために有効幅員の拡張や、段差解消などの整備を進めています。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業  
【9 安心の向上や楽しみの持続】

No	事業名	展開	事業概要
⑨-24	高齢者等にやさしい公園の整備	継続	誰もが利用しやすい出入口、園路、ベンチ等を整備し、四季を通じて楽しめる公園を整備していきます。
⑨-25	【再掲】権利擁護センターあだちの運営	継続	P.18 ④-6を参照
⑨-26	地域福祉権利擁護事業	継続	軽度の認知症高齢者等が安心して暮らせるよう福祉サービスの利用手続きや援助、それに伴う日常的な金銭管理等を社会福祉協議会の専門員と生活支援員と呼ばれる区民の協力者がチームで支援します。
⑨-27	【再掲】高齢者あんしん生活支援事業	継続	P.18 ④-5を参照

## 10 医療と介護の連携促進



### (1) 目指すべき姿

診断から適切な医療・介護サービスの提供、機能回復訓練へとつなげるためには、医療と介護に加え、理学療法士や作業療法士等のリハビリ職、柔道整復師といった、多様な職種との連携も重要です。また、医療機関相互においても、大規模な病院と地域の診療所とのいわゆる「病診連携」を強め、より効果的・効率的に医療が提供される体制を推進します。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱 10-I	(居宅介護支援) ケアプラン作成時に主治医と連携している事業所の割合
柱 10-II	医療機関と連携して取り組んでいることが「ある」在宅サービス事業所の割合
柱 10-III	医療・介護情報提供システムで後方支援病院(協力病院)有としている病院・診療所の割合

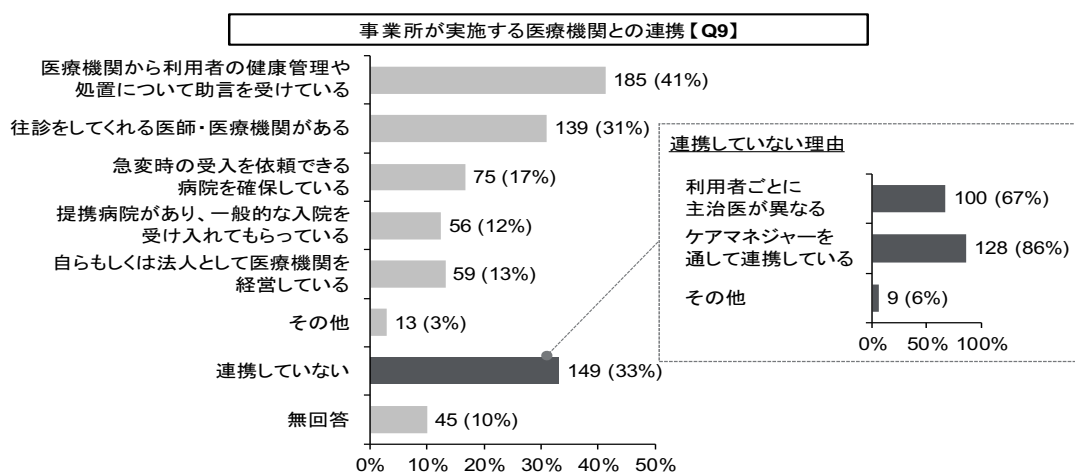
### (3) 注力する視点

医療介護連携のためのツールとして、ICTを活用した仕組みを導入し、効果的・効率的な連携体制の強化が必要です。

地域課題の解決に向けて、地域ごとに医療と介護の連携プラットフォームが構築される必要があります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

医療機関との連携については、33%の介護事業所が直接連携していないと回答していますが、そのうち86%はケアマネジャーを通して間接的に連携しています。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問9, 問9-1

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑩-1	在宅医療・介護連携に関する相談支援	新規	在宅療養支援窓口の相談員が、医療・介護関係者からの在宅医療・介護に関わる相談に応じます。
⑩-2	地域ケア会議	継続	地域包括支援センターで実施する個別ケースの支援内容の検討を通して、多職種協働によるケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の抽出・把握し、政策提言等を行い、施策化、事業化への検討を行います。
⑩-3	(仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅療養に関わる人たちに研修を実施し、医療・介護の連携や在宅療養サービスの向上を図ります。
⑩-4	地域ケアネットワーク事業	継続	介護支援専門員や他業種を交えた連絡会を開催し、情報提供、事例検討、研修等を行います。
⑩-5	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	継続	地域の医療・介護事業者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
⑩-6	多職種連携研修	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちが集まり、一緒に事例検討などを行うことを通して、相互理解を深め、在宅療養を支えるために必要な連携体制の向上を図ります。
⑩-7	スキルアップ研修	新規	医療機関・歯科・薬局・介護事業者等在宅医療に関わる人たちに、医療・介護現場の症例から役立つ知識を習得してもらうことにより、在宅医療に必要な人材の育成と医療・介護の連携の向上を図ります。



## 1.1 人材の確保・育成



### (1) 目指すべき姿

認知症や介護の重度化防止支援に対するニーズが高まる中、高齢者一人ひとりの心身状態に応じた質の高いケアを提供するために、区は介護人材の確保と育成を行い、区民が望むサービスを安定して提供できるよう努めます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

No	指標名
柱 11-I	人材が確保できている事業所の割合
柱 11-II	利用している介護保険サービスに満足している人の割合
柱 11-III	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合

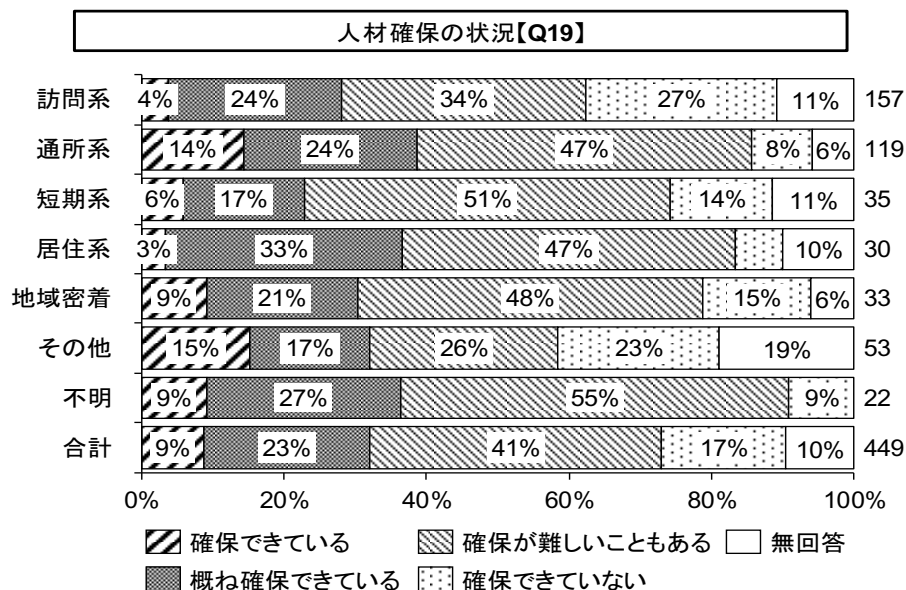
### (3) 注力する視点

医療と介護の連携に根差した人材育成を、体系的に行っていく取り組みや、仕組みが必要です。「あだち」の高齢者福祉フィールドで働くことの魅力を発信し、区の人材の確保策を体系的に示していくことが重要です。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

人材確保の状況は、区全体では 41%が「確保が難しいこともある」と回答しており、「確保できている」の回答は9%、「概ね確保できている」でも 23%と低くなっています。

サービス別にみると、訪問系で 27%が確保できていないと回答しており、全国的な状況と同様に人材確保に窮しています。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問 19

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑪-1	介護のしごと相談・面接会	継続	身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業者と結び付けて、福祉分野の人材確保と区民の就労機会の拡大を図ります。
⑪-2	介護職員初任者・実務者研修助成	新規	区内介護サービス事業所等の人材確保と育成を図るため、事業所を通して行う介護職員初任者・実務者研修受講費を助成します。
⑪-3	ヘルパーフォローアップ研修会	継続	訪問介護員（ホームヘルパー）のフォローアップ研修を行います。
⑪-4	施設職員向け研修事業	継続	介護技術・知識の向上を目的とし、区内高齢者施設の職員向けに研修を実施します。
⑪-5	【再掲】 介護予防サポーターの育成	新規	P. 29 ⑧-14 を参照
⑪-6	医療・介護の資源の把握	新規	区内の医療機関・歯科・薬局・介護事業者等の情報を定期的に調査し、インターネット上のシステムで公開することにより、医療・介護関係者や区民に情報提供を行います。
⑪-7	【再掲】 (仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑪-8	生活支援サポーター養成事業	新規	新しい介護サービスの担い手として、主に買い物・掃除・洗濯・ごみ出しなどを行う、足立区が認定する生活支援サポーターを養成します。
⑪-9	介護職員宿舎借り上げ支援事業	新規	介護人材の確保定着を図るとともに地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進することを目的として、区独自の補助事業として特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を運営する法人が介護職員のために借り上げる宿舎についての助成を行います。
⑪-10	介護支援専門員研修事業	継続	継続的な研修を実施し、さらなる知識、技能の修得を行い、介護保険の適正化に向け介護支援専門員の資質向上を図ります。



第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業  
【11 人材の確保・育成】

No	事業名	展開	事業概要
⑪-11	認知症介護基礎研修	継続	事業所に勤務する介護職員等に対し、認知症に係る基礎的研修を行い、介護職員等の資質の向上を図ります。
⑪-12	認知症介護実践者研修	継続	事業所に勤務する認知症介護のリーダーに対し、実践的な研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
⑪-13	認知症介護実践リーダー等フォローアップ研修	継続	事業所に勤務する認知症実践リーダー研修修了者等に対し、フォローアップ研修を行い、介護職員等の資質向上を図ります。
⑪-14	介護従事者永年勤続褒賞事業	継続	区内の介護サービス事業所に永年継続して勤務した専門職員を表彰します。



## 12 安定的な介護サービスの提供



### (1) 目指すべき姿

在宅での生活ニーズにきめ細かく応えられるよう、区は介護保険における地域密着型サービスの普及に努めるとともに、高齢者にも分かりやすくサービスの内容等を伝えていきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

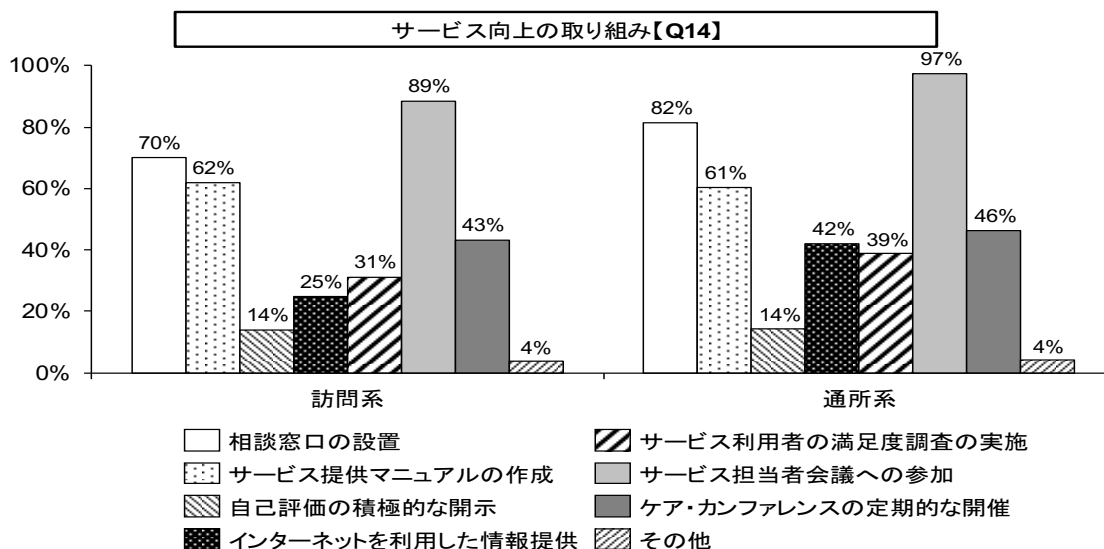
No	指標名
柱 12-I	サービスの今後の方針について「拡大予定」または「現状維持」と回答した在宅サービス事業所の割合
柱 12-II	人材が確保できている事業所の割合【再掲】
柱 12-III	利用している介護保険サービスに満足している人の割合【再掲】
柱 12-IV	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合【再掲】

### (3) 注力する視点

地域密着型サービスを含む介護サービスを安定的に提供するとともに、サービスの向上を図ります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

事業所数の多い訪問系および通所系について、サービス向上の取り組みを集計すると、「サービス担当者会議への参加」を9割前後、「相談窓口の設置」を7~8割、「サービス提供マニュアルの作成」を6割以上が実施している一方で、「利用者の満足度調査」については全体の約1/3しか実施していません。



出典：⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査 問 14

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑫-1	【再掲】介護のしごと相談・面接会	継続	P. 38 ⑪-1 を参照
⑫-2	【再掲】ヘルパーフォローアップ研修会	継続	P. 38 ⑪-3 を参照
⑫-3	【再掲】施設職員向け研修事業	継続	P. 38 ⑪-4 を参照
⑫-4	【再掲】医療・介護の資源の把握	継続	P. 38 ⑪-6 を参照
⑫-5	【再掲】(仮称)医療・介護等連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑫-6	【再掲】介護支援専門員研修事業	継続	P. 38 ⑪-10 を参照
⑫-7	【再掲】認知症介護基礎研修	継続	P. 39 ⑪-11 を参照
⑫-8	【再掲】認知症介護実践者研修	継続	P. 39 ⑪-12 を参照
⑫-9	小規模多機能型居宅介護事業所の整備	継続	認知症の方々を中心に、「通い」を中心として「訪問」や「泊まり」を組み合わせた地域に密着した施設を整備していきます。
⑫-10	認知症対応型共同生活介護の整備	継続	地域に密着した施設として、生活圏域ごとの整備計画を立て、整備していきます。
⑫-11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	継続	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスを整備していきます。
⑫-12	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の整備	継続	小規模多機能と訪問看護を組み合わせたサービスを整備していきます。

### 13 安心できる住まいの確保



#### (1) 目指すべき姿

高齢者の心身の状態が変化しても、区や専門機関は、住宅改修費の助成や住み替えにおける家主とのマッチング等により、住み慣れた自宅・地域で暮らし続けられるよう支援します。また、区は有料老人ホームなどの居住系サービスの質の確保等に取り組んでいきます。

#### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

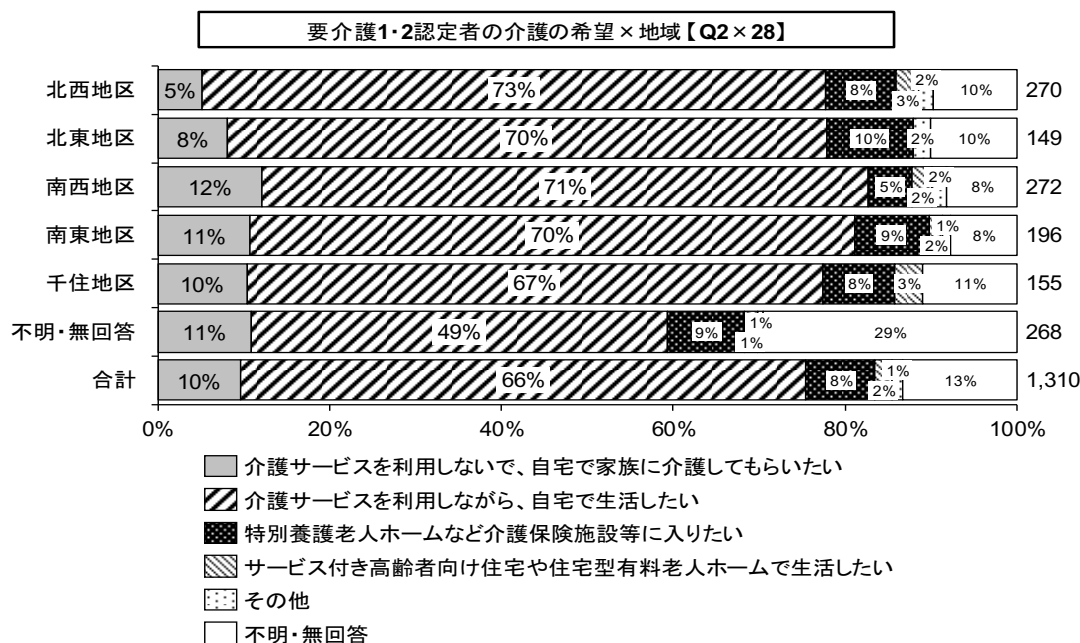
No	指標名
柱 13-I	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率
柱 13-II	高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録件数
柱 13-III	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合

#### (3) 注力する視点

高齢者の住まい確保の際の課題となっている保証人がいない、緊急連絡先がないなどの解決に向け、支援メニューの整備とあわせ、サポート体制の構築が必要です。

#### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

要介護1・2の方の介護の希望については、区全体では「介護サービスを利用しながら、自宅で生活したい」が66%と一番高く、「特別養護老人ホームなど介護保険施設等に入りたい」は8%と低くなっています。



出典：③要介護認定者実態調査 問2, 問28

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑬-1	【再掲】 高齢者住宅改修給付(予防給付)	継続	P.26 ⑦-3を参照
⑬-2	【再掲】 高齢者住宅改修給付(設備改修)	継続	P.26 ⑦-4を参照
⑬-3	軽費老人ホーム (都市型軽費老人ホームを含む)の支援	継続	食事や入浴、各種相談等のサービスが受けられ、健全で安心した生活を維持することのできる施設を支援します。
⑬-4	【再掲】 高齢者見守りサービス助成	新規	P.26 ⑦-1を参照
⑬-5	【再掲】 緊急通報システムの設置事業	継続	P.26 ⑦-2を参照
⑬-6	福祉サービス第三者評価受審支援事業	継続	都の福祉サービス第三者評価を受けた福祉サービス提供事業者に経費の一部を補助することで評価受審を促進して、サービスの質の向上と利用者への情報提供を行います。
⑬-7	【再掲】 認知症対応型共同生活介護の整備	継続	P.42 ⑫-10を参照
⑬-8	住宅改修支援事業(理由書作成)	継続	介護保険の住宅改修費支給申請に係る理由書を介護支援専門員等が作成した場合、その事業者に費用を助成します。
⑬-9	【再掲】 家具転倒防止器具取付工事等助成	継続	P.26 ⑦-8を参照
⑬-10	住宅改良助成事業	継続	高齢化等による身体機能低下に対応する家屋内の段差解消や高齢者等との同居に伴う間取り変更に対し、工事費の一部を助成します。

第4章 地域包括ケアシステムビジョンの各柱で取り組む事業  
【13 安心できる住まいの確保】

No	事業名	展開	事業概要
⑬-11	高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成	継続	高齢者の居住の安定と安心・安全をはかるため、緊急通報システムが整備された住宅の家賃を助成します。
⑬-12	【再掲】 高齢者の住まいに関する人材育成と窓口の充実	新規	P.26 ⑦-7 を参照
⑬-13	シルバーハウジング・シルバーピアの管理運営	継続	高齢者の居住の安定と安心・安全を図るため、緊急通報システムが整備された高齢者専用住宅の管理運営を行います。
⑬-14	【再掲】 高齢者世帯向け民間賃貸住宅あっせんの推進	継続	P.26 ⑦-6 を参照





## 14 地域とのつながりの維持



### (1) 目指すべき姿

中重度・終末期では医療や介護などの専門機関による支援が中心ですが、地域の方々が本人や家族を気に掛け、つながりを保つことも大切なサポートです。区も高齢者やその家族を孤立させないための支援に取り組んでいきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

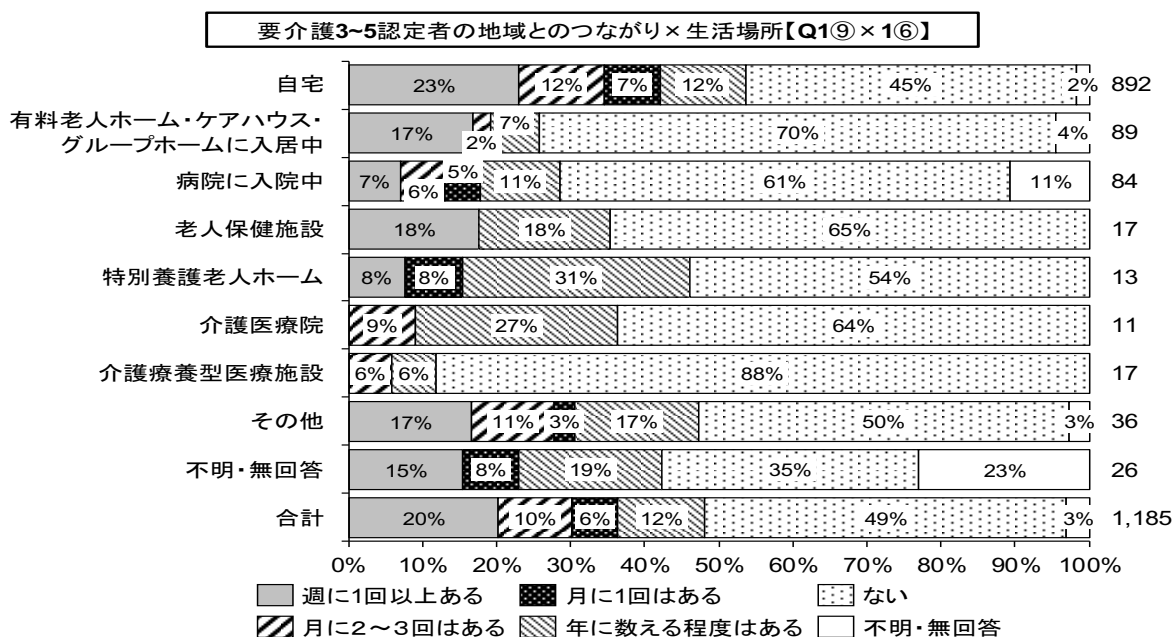
No	指標名
柱 14-I	自身が健康と感じる主介護者の割合（「とても健康」「まあ健康」の割合）
柱 14-II	地域とのつながりがある高齢者の割合
柱 14-III	現在の幸福度を7点以上（10点満点）とした高齢者の割合【再掲】

### (3) 注力する視点

自宅以外で暮らす高齢者が地域とつながりを保てるよう、病院や介護施設が地域ネットワークへ参加する仕組みの構築に努める必要があります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

地域とのつながりの頻度について、生活場所別にみると、自宅以外になると地域とのつながりの頻度が大きく減少しており、介護療養型医療施設では88%、有料老人ホーム・ケアハウス・グループホームに入居中では、70%が「ない」と回答しています。



出典：③要介護認定者実態調査 問1⑨, 問1

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑭-1	【再掲】 町会・自治会との連携	継続	P. 12 ②-1 を参照
⑭-2	【再掲】 民生・児童委員との連携	継続	P. 12 ②-6 を参照
⑭-3	要介護高齢者家族会の支援事業	継続	介護者家族で組織された「あだち1万人の介護者家族会」を支援します。
⑭-4	高齢者訪問理美容サービス事業	継続	ねたきりの高齢者に理髪・美容訪問サービスを提供します。
⑭-5	紙おむつの支給事業	継続	ねたきり高齢者に紙おむつ等を支給します。
⑭-6	【再掲】 地域包括支援センター家族介護者教室	継続	P. 29 ⑧-16 を参照
⑭-7	認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業	継続	認知症高齢者を介護している家族が、外出をする時や休息が必要な時に家族にかわって見守りや話し相手を行う「やすらぎ支援員」を派遣することにより、介護家族の負担を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図ります。
⑭-8	【再掲】 認知症カフェ	継続	P. 33 ⑨-19 を参照

## 15 本人の意思に基づく専門的支援



### (1) 目指すべき姿

中重度・終末期の高齢者の医療・介護ニーズは刻々と変化します。医療機関や介護事業者は、本人や介護家族等と意思疎通を密にし、本人等の意向を最大限尊重した治療や介護を行っていく必要があります。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

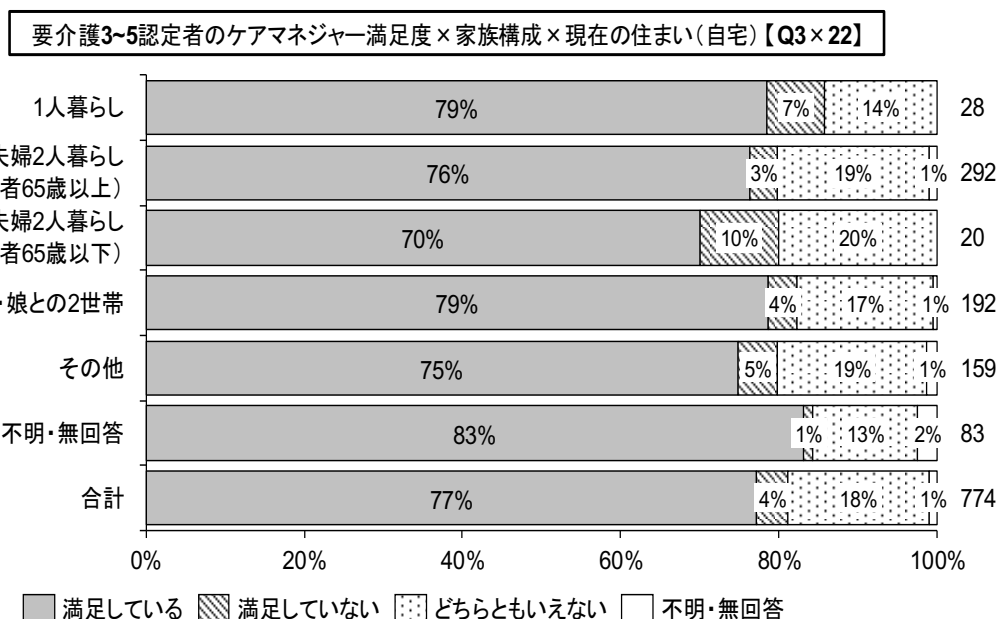
No	指標名
柱 15-I	成年後見制度利用者数
柱 15-II	担当しているケアマネジャーに満足している高齢者の割合

### (3) 注力する視点

終末期へと向かう本人の意思を確認するツールや仕組みの周知と、その必要性の理解を広げる取り組みが必要です。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアマネジャーに対する満足度は、家族構成別にみると、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）では70%と最も低い水準となっています。



出典：③要介護認定者実態調査 問3，問22-6

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑮-1	【再掲】 成年後見制度等利用支援 事業	継続	P. 32 ⑨-9 を参照
⑮-2	【再掲】 成年後見制度推進機関の 運営	継続	P. 32 ⑨-11 を参照
⑮-3	【再掲】 権利擁護センターあだち の運営	継続	P. 18 ④-6 を参照

## 16 看取りを視野に入れた対応の推進



### (1) 目指すべき姿

専門機関は、在宅療養に対応できる医師、看護師や、医療ニーズの高い高齢者の介護、看取り段階のケアを適切にできる医療・介護人材を育成するとともに、区は専門機関同士の連携を促進することや、看取りに取り組む体制の支援を行なっていきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

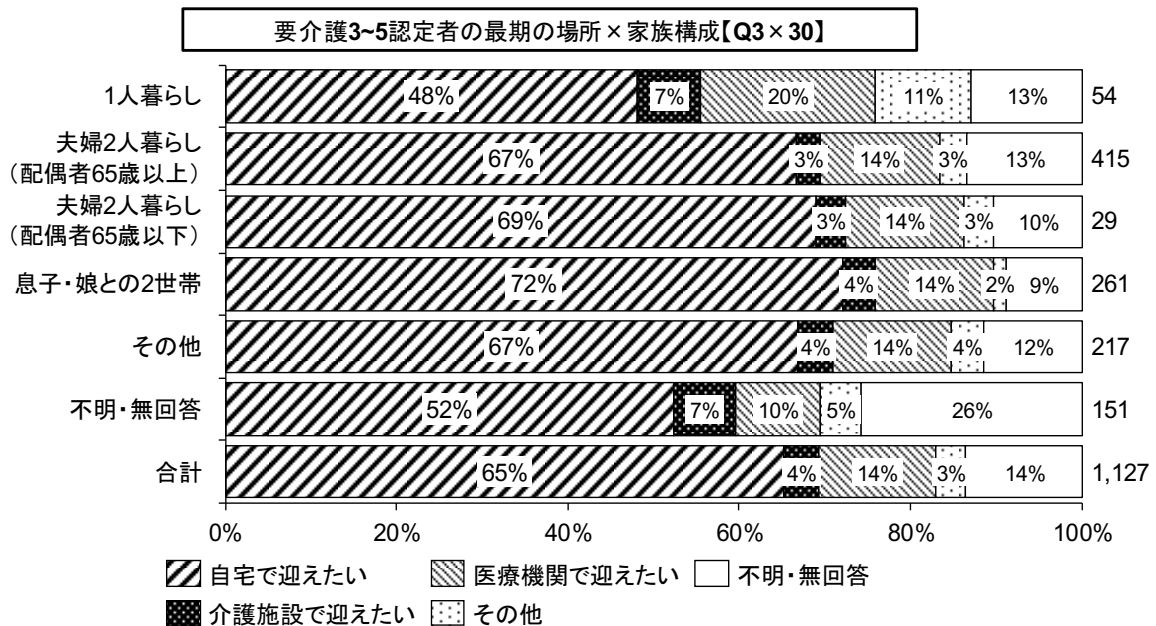
No	指標名
柱 16-I	看取りの相談に対応する体制がある事業者の割合
柱 16-II	看取りを実施している施設の割合

### (3) 注力する視点

容体の急変などに対応した医療と介護の連携に向けて、個々の支援チームのネットワーク強化や、情報共有の仕組みを構築する必要があります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

最期の場所として、65%が「自宅で迎えたい」と回答しています。家族構成別では、1人暮らし高齢者は自宅以外を希望する割合が高く、20%が「医療機関で迎えたい」と回答しています。



出典：③要介護認定者実態調査 問3, 問30

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑩-1	【再掲】 ヘルパーフォローアップ 研修会	継続	P. 38 ⑩-3 を参照
⑩-2	【再掲】 施設職員向け研修事業	継続	P. 38 ⑩-4 を参照
⑩-3	【再掲】 医療・介護の資源の把握	継続	P. 38 ⑩-6 を参照
⑩-4	【再掲】 (仮称) 医療・介護等 連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑩-5	【再掲】 多職種連携研修	新規	P. 36 ⑩-6 を参照
⑩-6	【再掲】 スキルアップ研修	新規	P. 36 ⑩-7 を参照
⑩-7	【再掲】 介護支援専門員研修事業	継続	P. 38 ⑩-10 を参照
⑩-8	【再掲】 認知症介護基礎研修	継続	P. 39 ⑩-11 を参照
⑩-9	【再掲】 認知症介護実践者研修	継続	P. 39 ⑩-12 を参照

## 17 支援の質を高める連携の強化



### (1) 目指すべき姿

この時期の高齢者を支える中心は、医療や介護の専門機関です。区も専門機関と協力し、在宅療養や介護サービスなどの連携を強めるモデル事業を実施するとともに、サービスの根幹である介護保険制度の安定的な運営を堅持していきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

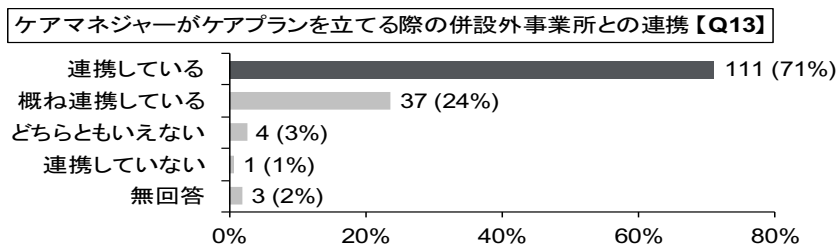
No	指標名
柱 17-I	医療機関との連携が強化されていると回答した居宅介護支援事業者の割合

### (3) 注力する視点

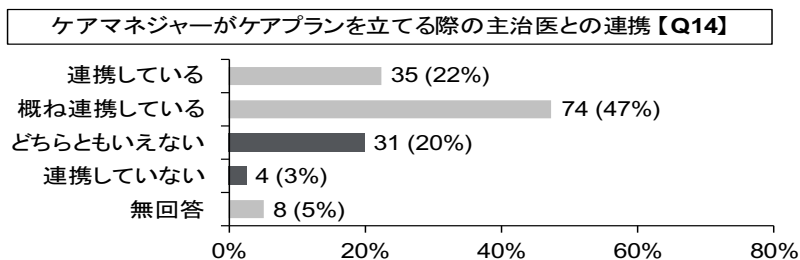
支援チームで共有が必要な個人情報の取り扱いルールや範囲について明確化し、質の高いケアが提供できる基盤の構築が必要です。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

ケアプランを立てる際の事業所間の連携については、71%で実施されていますが、主治医とは「連携していない」が3%、「どちらともいえない」が20%となっており、事業者間の連携と比較すると主治医との連携には課題があるものと考えられます。



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問 13



出典：⑥居宅介護支援事業所実態調査 問 14

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑰-1	福祉サービス苦情等解決委員会の運営	継続	福祉サービス利用に伴う不満や苦情に対して、公正に中立な立場で適切なサービスが行えているかをチェックする福祉サービス苦情等解決委員会を設置しています。
⑰-2	地域包括支援センターの機能強化	継続	地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターのあり方を検討します。
⑰-3	地域包括支援センターの評価	継続	地域包括支援センターの事業や運営体制を評価し、区と地域包括支援センターで、結果の要因や背景を分析・共有し、事業の質の向上及び業務改善を図ります。
⑰-4	【再掲】 (仮称) 医療・介護等 連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑰-5	【再掲】 多職種連携研修	新規	P. 36 ⑩-6 を参照
⑰-6	【再掲】 スキルアップ研修	新規	P. 36 ⑩-7 を参照
⑰-7	【再掲】 福祉サービス第三者評価 受審支援事業	継続	P. 44 ⑬-6 を参照



## 18 施設ニーズにも対応した住環境の確保



### (1) 目指すべき姿

人生の最期を迎えるにあたっては、本人や介護者家族等、誰もが不安を抱えることとなります。区は、住み続けられる家や安心できる質の高い介護施設を提供することで、住まいに関する不安や焦り・負担感を軽減し、最後まで穏やかな日々を過ごせるよう取り組んでいきます。

### (2) 柱の成果指標

下記の指標を成果指標として、事業に取り組んでいきます。

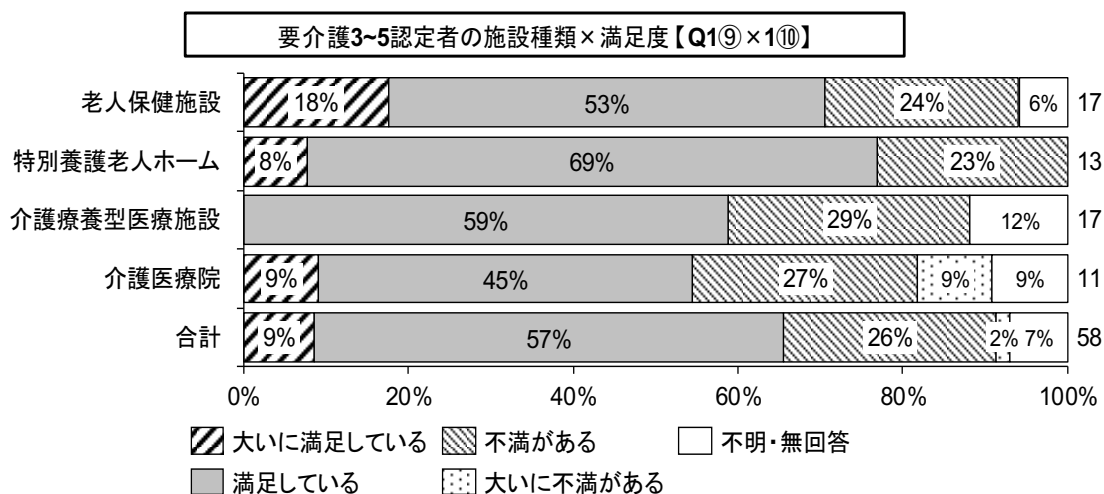
No	指標名
柱 18-I	入所している老人保健施設・介護療養型医療施設・特別養護老人ホームに満足している高齢者の割合
柱 18-II	今後の生活について、住まいに不安を感じている高齢者の割合【再掲】

### (3) 注力する視点

施設ニーズを正確に把握し、安定的に施設の供給が可能となるよう中長期的な計画に基づき、整備していく必要があります。

### (4) 関連する高齢者等実態調査の結果

施設利用者の満足度は、特別養護老人ホームで「大いに満足している」と「満足している」を合わせて77%と最も高く、次いで老人保健施設で71%、介護療養型医療施設59%となっています。



出典：③要介護認定者実態調査 問1⑨，問1⑩

(5) 関連する事業

下記の事業に取り組むことで、目指すべき姿の達成を目指します。

No	事業名	展開	事業概要
⑱-1	【再掲】 施設職員向け研修事業	継続	P. 38 ⑪-4 を参照
⑱-2	【再掲】 (仮称) 医療・介護等連携研修センターの設置	新規	P. 36 ⑩-3 を参照
⑱-3	【再掲】 福祉サービス第三者評価受審支援事業	継続	P. 44 ⑬-6 を参照
⑱-4	特別養護老人ホームの整備	継続	入所待機者解消のため特別養護老人ホームの整備を支援します。また、整備する社会福祉法人に対し施設整備費の補助を行います。
⑱-5	介護療養型医療施設・介護医療院の整備	継続	療養型からの転換を含め、介護医療院の整備を支援します。また、整備する法人に対し施設整備費等の補助を行います。
⑱-6	【再掲】 介護支援専門員研修事業	継続	P. 38 ⑪-10 を参照
⑱-7	【再掲】 認知症介護基礎研修	継続	P. 39 ⑪-11 を参照
⑱-8	【再掲】 認知症介護実践者研修	継続	P. 39 ⑪-12 を参照

## 第5章 第8期介護保険事業計画

### 1 介護保険事業の現状と推計

#### (1) 被保険者数の現状と推計

##### ① 被保険者数の現状

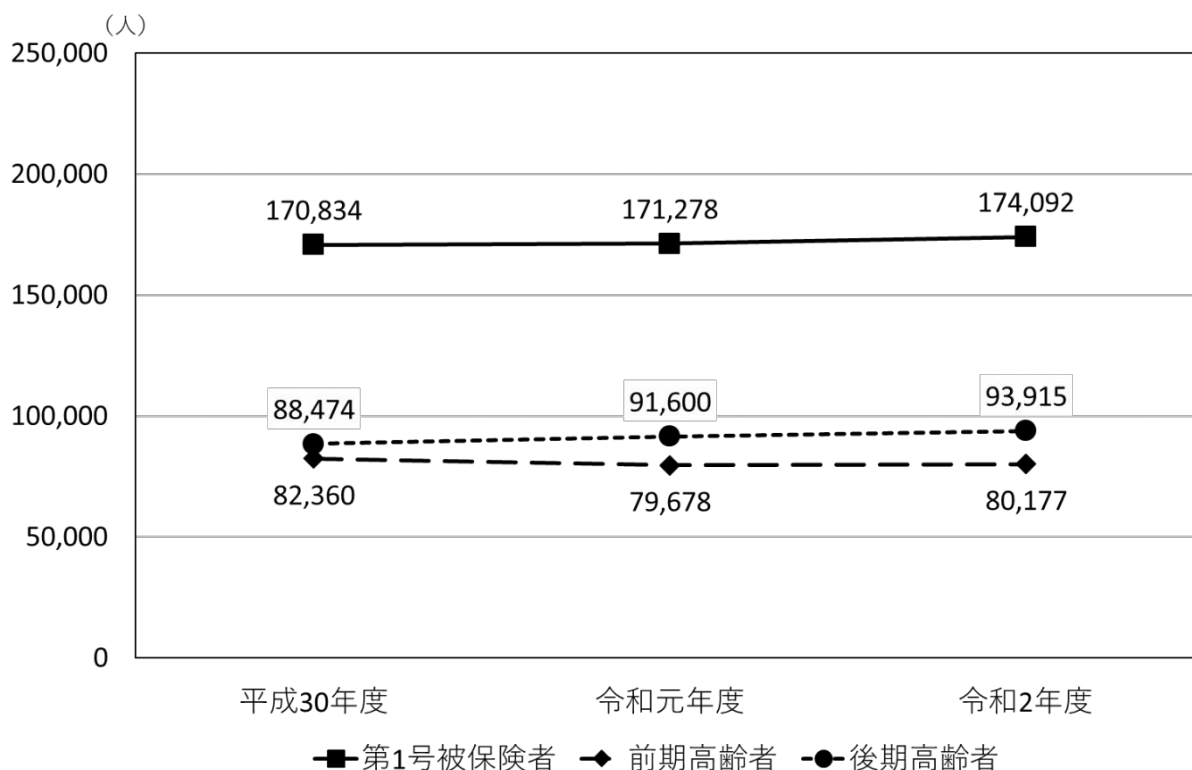
(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	170,834	171,400	171,278	172,499	174,092	173,095
65～74歳の 前期高齢者	82,360	83,585	79,678	81,238	80,177	79,729
75歳以上の 後期高齢者	88,474	87,815	91,600	91,261	93,915	93,366
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	238,472	237,332	240,485	239,561	244,383	241,690

出典：足立区住民基本台帳（各年10月1日現在）（平成30年・令和元年）

足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）

【令和2年見込値=令和2年推計(1月1日)+9/12\*（令和3年推計(1月1日)-令和2年推計(1月1日)）】



第1号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度170,834人、令和元年度171,278人）にあります。前期高齢者数は減少傾向（平成30年度82,360人、令和元年度79,678人）にあります。計画値と比較すると、前期高齢者数は減少傾向が大きく、後期高齢者数は増加傾向が大きくなっています。

第2号被保険者の人数は、増加傾向（平成30年度238,472人、令和元年度240,485人）にあります。

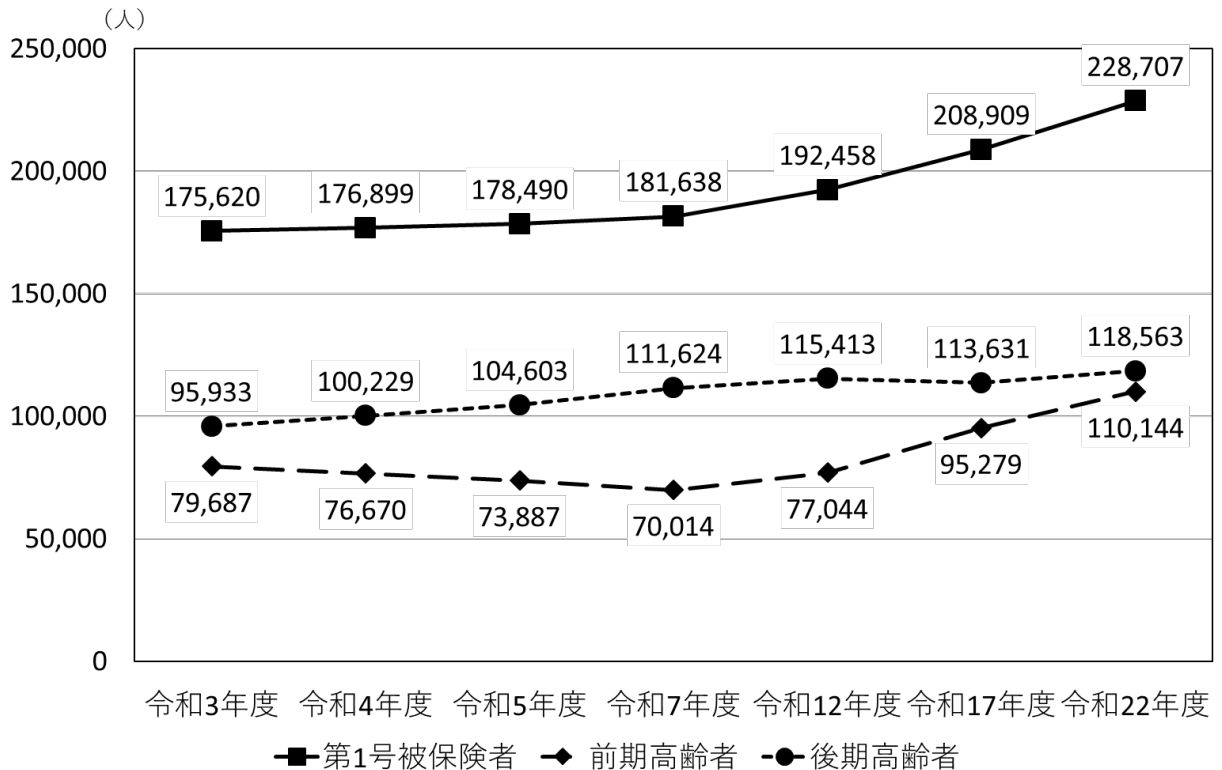
② 被保険者数の推計

(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
65歳以上の被保険者 (第1号被保険者)	175,620	176,899	178,490	181,638	192,458	208,909	228,707
65～74歳の 前期高齢者	79,687	76,670	73,887	70,014	77,044	95,279	110,144
75歳以上の 後期高齢者	95,933	100,229	104,603	111,624	115,413	113,631	118,563
40～64歳の被保険者 (第2号被保険者)	247,330	250,315	252,800	257,076	258,789	253,351	237,541

出典：足立区人口推計（令和2年2月 政策経営部政策経営課作成）から10月1日データに補正

【令和〇年(10月1日) = 令和〇年推計(1月1日) + 9/12 \* (令和〇+1年推計(1月1日) - 令和〇年推計(1月1日))】



第1号被保険者の人数は、今後も増加する見込み（令和3年度175,620人、令和4年度176,899人、令和5年度178,490人）ですが、前期高齢者の人数は減少傾向（令和3年度79,687人、令和4年度76,670人、令和5年度73,887人）となる見込みで、特に令和5年度に前期高齢者が大きく減少し、後期高齢者が急増する（令和4年度100,229人、令和5年度104,603人）見込みです。

この構成比の変化は、令和5年度以降団塊の世代が後期高齢者に達するために見込まれているもので、令和7年度にかけて変化が著しくなっています。

(2) 要介護認定者数の現状と推計

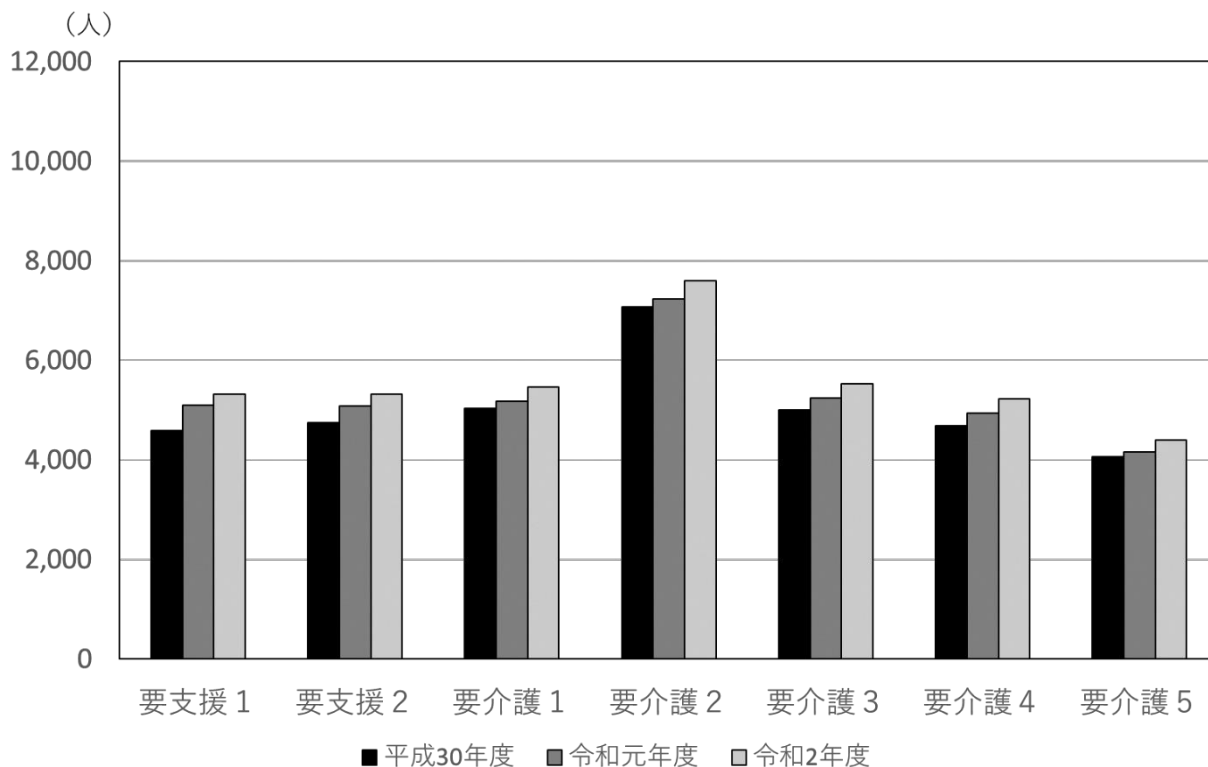
① 要介護認定者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
要支援認定者	9,343	9,433	10,176	9,763	10,644	10,049
要支援1	4,593	4,775	5,098	4,935	5,326	5,069
要支援2	4,750	4,658	5,078	4,828	5,318	4,980
要介護認定者	25,856	26,002	26,737	27,161	28,225	28,257
要介護1	5,031	5,204	5,175	5,417	5,462	5,608
要介護2	7,074	6,890	7,226	7,179	7,604	7,449
要介護3	4,995	4,889	5,234	5,115	5,529	5,331
要介護4	4,686	4,804	4,938	5,038	5,228	5,266
要介護5	4,070	4,215	4,164	4,412	4,402	4,603
合計	35,199	35,435	36,913	36,924	38,869	38,306

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

【令和2年度の見込値は、令和元年度の性・年齢階級・要介護度別認定率を被保険者数の見込値に掛けたもの】



要支援認定者については、増加傾向（平成30年度9,343人、令和元年度10,176人）にあり、計画を上回るペースで増加しています。

要介護1（平成30年度5,031人、令和元年度5,175人）及び要介護5（平成30年度4,070人、令和元年度4,164人）は、微増にとどまり、計画値を下回り乖離が大きくなっています。一方で、要介護2（平成30年度7,074人、令和元年度7,226人）及び要介護3（平成30年度4,995人、令和元年度5,234人）は、計画を上回っています。

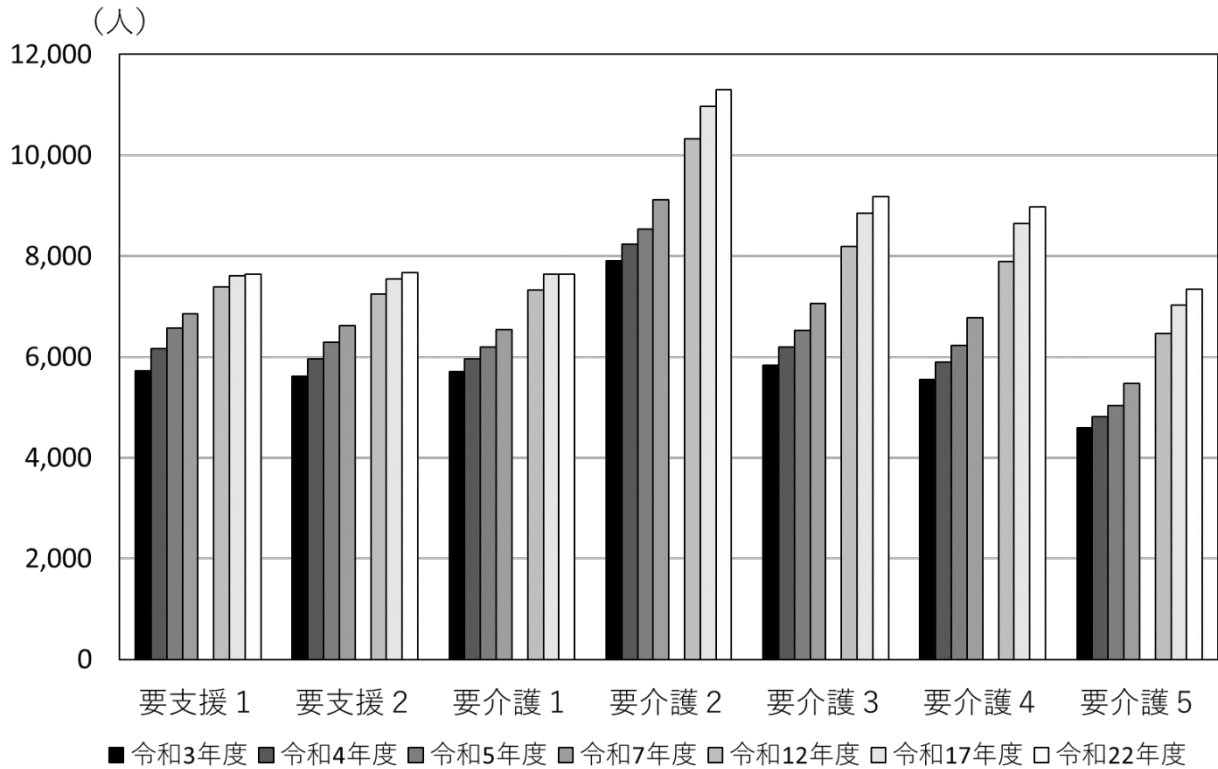
② 要介護認定者数の推計

(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
要支援認定者	11,346	12,121	12,867	13,478	14,646	15,155	15,315
要支援1	5,724	6,161	6,581	6,859	7,395	7,614	7,643
要支援2	5,622	5,960	6,286	6,619	7,251	7,541	7,672
要介護認定者	29,605	31,122	32,530	34,970	40,202	43,134	44,450
要介護1	5,707	5,969	6,195	6,544	7,328	7,646	7,637
要介護2	7,904	8,234	8,538	9,113	10,323	10,964	11,307
要介護3	5,846	6,195	6,530	7,060	8,195	8,852	9,183
要介護4	5,547	5,901	6,232	6,774	7,897	8,642	8,972
要介護5	4,601	4,823	5,035	5,479	6,459	7,030	7,351
合計	40,951	43,243	45,397	48,448	54,848	58,289	59,765
認定率*	22.8%	23.9%	24.9%	26.2%	28.0%	27.5%	25.8%

算出方法：被保険者数の推計値に性・年齢階級・要介護度別の認定率を掛けて算出

性・年齢階級・要介護度別の認定率は、令和元年の実績値をベースとして、令和3～5年の間は、伸び率を反映したもの（伸び率は、平成30年実績、令和元年実績から算出）



要支援・要介護認定者数は、高齢者数の増加に伴って増加する見込み（令和3年度40,951人、令和4年度43,243人、令和5年度45,397人）です。他の要介護度に比べ、要介護5は増加傾向が緩やか（令和3年度4,601人、令和4年度4,823人、令和5年度5,035人）と見込んでいます。

(3) サービス利用者数の現状と推計

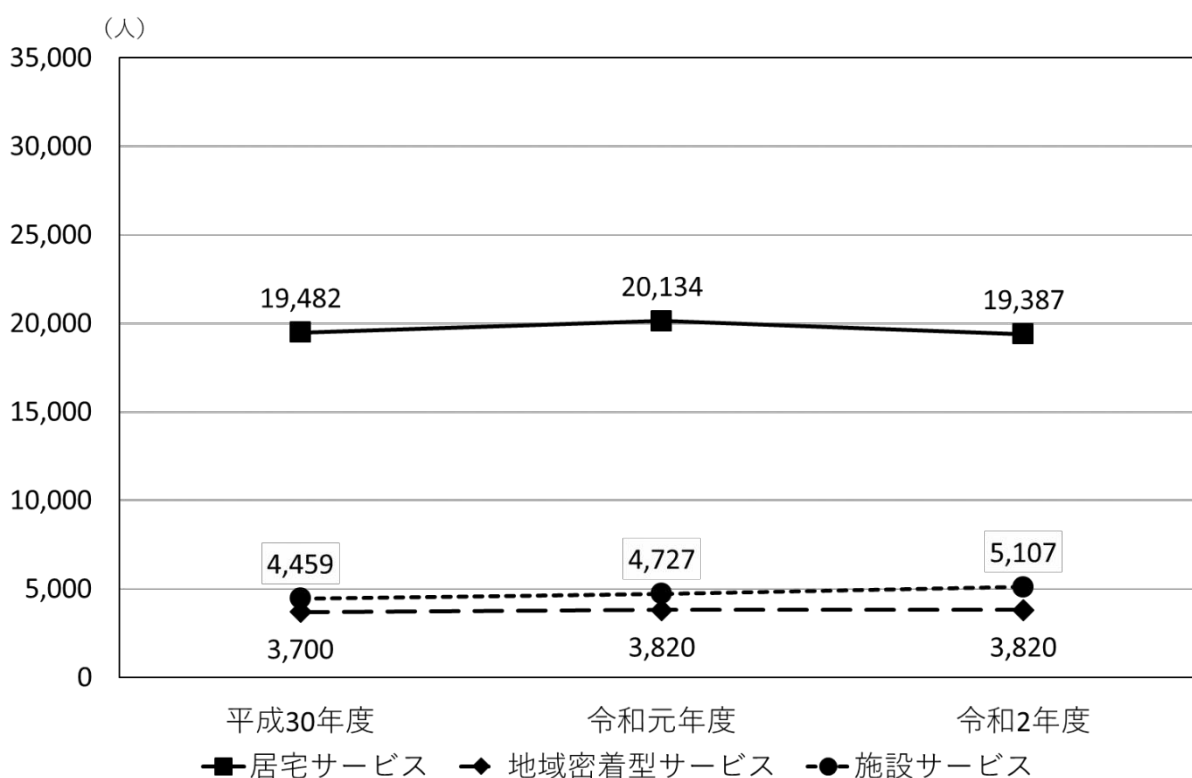
① 介護サービス利用者数の現状

(単位：人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
居宅サービス	19,482	20,134	19,387
地域密着型サービス	3,700	3,820	3,820
施設サービス	4,459	4,727	5,107
合計	27,641	28,681	28,314

出典：介護保険事業状況報告（月報）（平成30年度、令和元年度10月）

【令和2年度の見込値は令和2年5月月報と令和元年の実績値から推計】



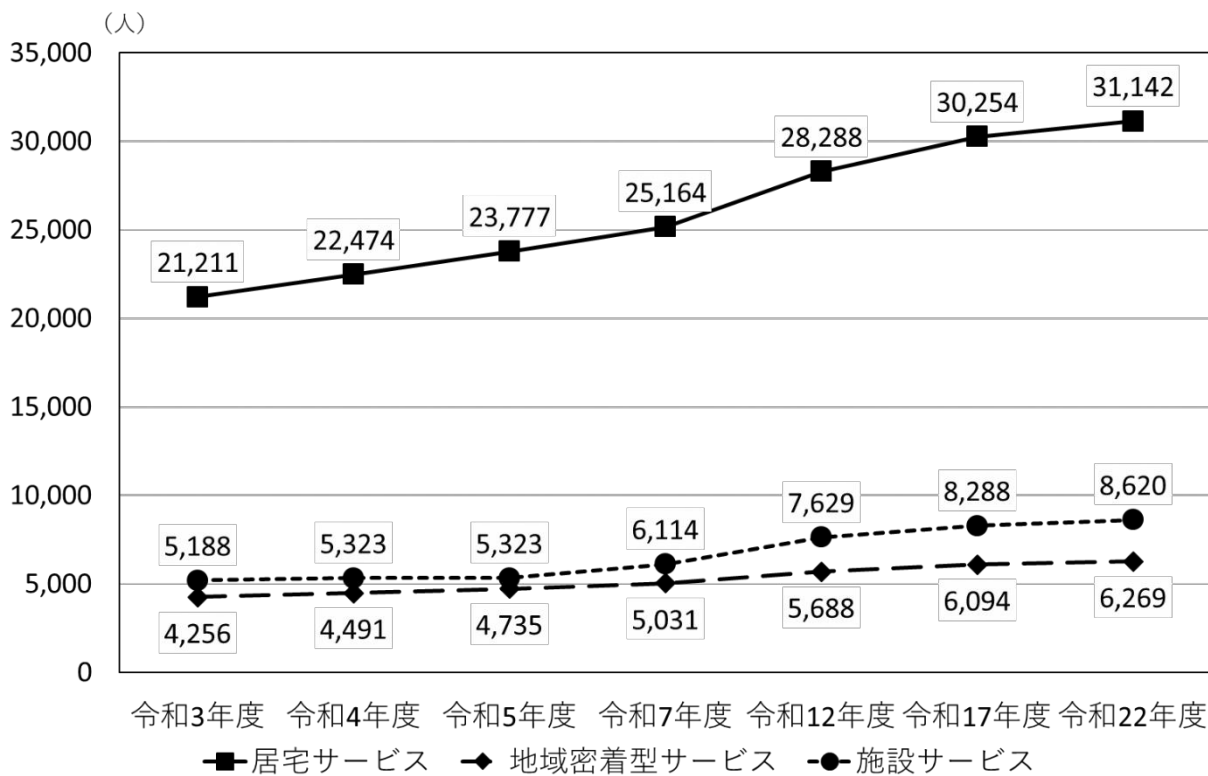
介護サービス利用者数は、平成30年度には27,641人でしたが、令和2年度には28,314人と、2.4%の伸びを見込んでいます。

介護サービス利用者数を介護サービスの種類別にみると、居宅サービスが最も多く、施設サービス、地域密着型サービスと続いています。なお、地域密着型サービスは、平成30年度は3,700人でしたが、令和2年度には3,820人、3.2%の伸びを見込んでいます。

② 介護サービス利用者数の推計

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
居宅サービス	21,211	22,474	23,777	25,164	28,288	30,254	31,142
地域密着型サービス	4,256	4,491	4,735	5,031	5,688	6,094	6,269
施設サービス	5,188	5,323	5,323	6,114	7,629	8,288	8,620
合計	30,655	32,288	33,835	36,309	41,605	44,636	46,031



利用者は、令和3年度の30,655人が令和5年度には33,835人に増加すると推測されます。

そのうち、居宅サービス利用者は、令和3年度の21,211人が令和5年度の23,777人に、地域密着型サービス利用者は、令和3年度の4,256人が令和5年度の4,735人に、施設サービス利用者は、令和3年度の5,188人が令和5年度の5,323人に、それぞれ増加すると推測されます。



(4) 地域密着型サービスの現状と計画値

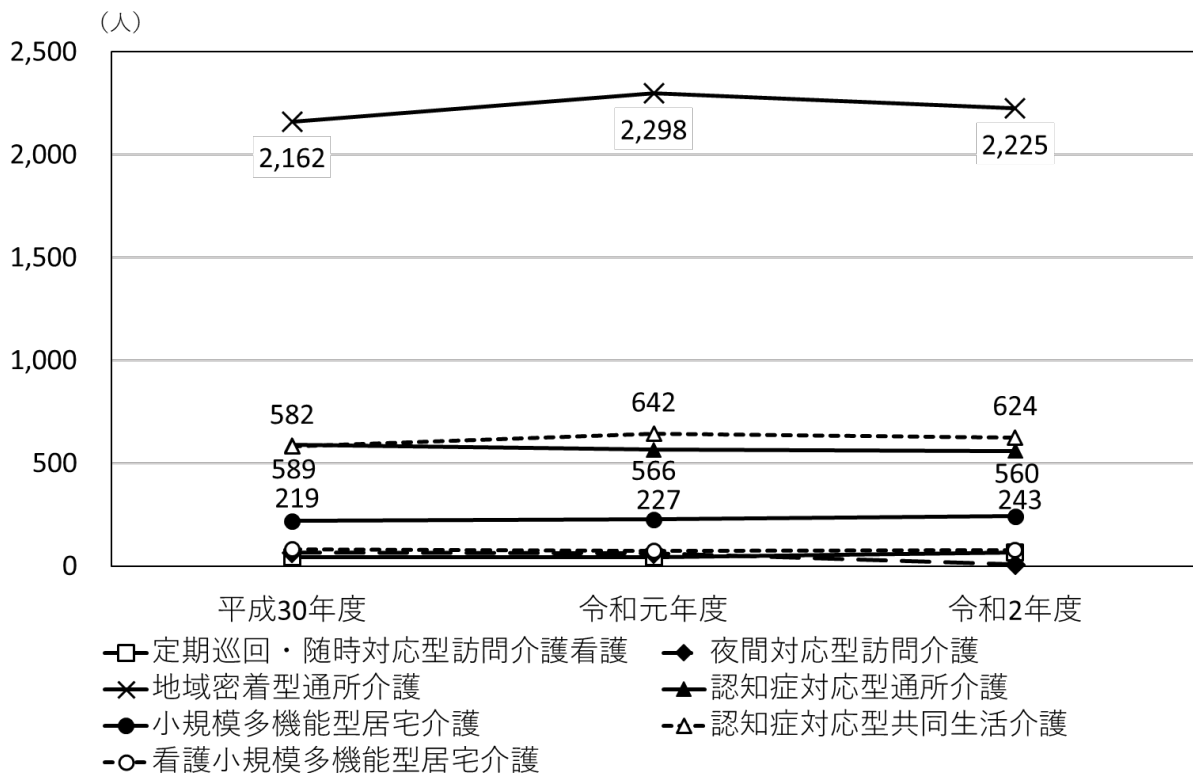
① 地域密着型サービスの現状 (利用者数)

(単位:人)

区分	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	45	44	65
夜間対応型訪問介護	65	61	7
地域密着型通所介護	2,162	2,298	2,225
認知症対応型通所介護	589	566	560
小規模多機能型居宅介護	219	227	243
認知症対応型共同生活介護	582	642	624
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	83	75	77

出典：介護保険事業状況報告（月報）（平成30年度、令和元年度10月）

【令和2年度の見込値は令和2年5月月報と令和元年の実績値から推計】



地域密着型サービスの種類と利用者数の実績をみると、平成30年度は、地域密着型通所介護の利用者が最も多く、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護と続いていました。令和元年度には、認知症対応型共同生活介護が認知症対応型通所介護を上回っており、令和2年度も同様と見込んでいます。

② 地域密着型サービス計画値(施設数)

( ) 内は対前年度からの増数

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	整備数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6	7(1)	8(1)	9(1)	3
夜間対応型訪問介護	1	1(0)	1(0)	1(0)	0
地域密着型通所介護	92	92(0)	92(0)	92(0)	0
認知症対応型通所介護	26	27(1)	27(0)	27(0)	1
小規模多機能型居宅介護	14	15(1)	16(1)	17(1)	3
認知症対応型共同生活介護	36	36(0)	37(1)	38(1)	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0(0)	0(0)	0(0)	0
看護小規模多機能型居宅介護	4	4(0)	5(1)	6(1)	2

地域密着型サービスの施設数は、令和5年度に向けて、小規模多機能型居宅介護で3施設（計17施設）、認知症対応型共同生活介護で2施設（計38施設）、認知症対応型通所介護で1施設（計27施設）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で3施設（計9施設）、看護小規模多機能居宅介護で2施設（計6施設）の増加を見込んでいます。

地域偏在にも配慮しながら整備を進めます。

【用語説明】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ホームヘルパーや看護師などが、定期的に家庭を巡回したり連絡のあった家庭を訪問して、介護や療養上の世話などを行う。
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、通報により訪問して介護などを行う。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者が5～9人の少人数で共同生活を送りながら家庭的な雰囲気の中で食事、入浴、排せつ等の介護や身の回りの世話などを受ける。
小規模多機能型居宅介護	身近な地域のサービス拠点への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護や機能訓練を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せによるサービスを提供する。

(5) 施設定員の年次別の現状と推計

① 施設定員の年次別実績

(上段：施設総定員数、下段：整備数)(単位：人)

区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,583	2,813	2,813
	0	230	0
介護老人保健施設	1,737	1,737	1,737
	0	0	0
介護療養型医療施設	130	130	130
	0	0	0
介護医療院	0	24	24
	0	24	0
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650	650	650
	0	0	0
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	41	125	125
	0	84	0

施設定員の年次別実績をみると、令和元年度は、介護老人福祉施設で230床、介護医療院で24床、特定施設入居者生活介護で84床増加しています。令和2年度では、どの施設も増床・新設は見込まれていません。

② 施設定員の年次別推計

(上段：施設総定員見込数、下段：整備計画目標数)(単位：人)

区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2,903	3,053	3,183
	90	150	130
介護老人保健施設	1,737	1,737	1,737
	0	0	0
介護療養型医療施設	130	130	0
	0	0	0
介護医療院	24	24	154
	0	0	130
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	650	668	686
	0	18	18
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	125	125	125
	0	0	0

※介護療養型医療施設は、令和6年3月末までに介護医療院への移行を予定

第8期計画期間中に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は上記のとおり、開設を見込んでいます。令和2年度～11年度の特別養護老人ホーム整備方針により、中長期的な整備を進めていきます(予定)。

なお、特定施設入居者生活介護については、区内全域で新規整備を見込んでいません。

(6) 給付額の現状と推計

① 給付額の現状

(単位：千円)

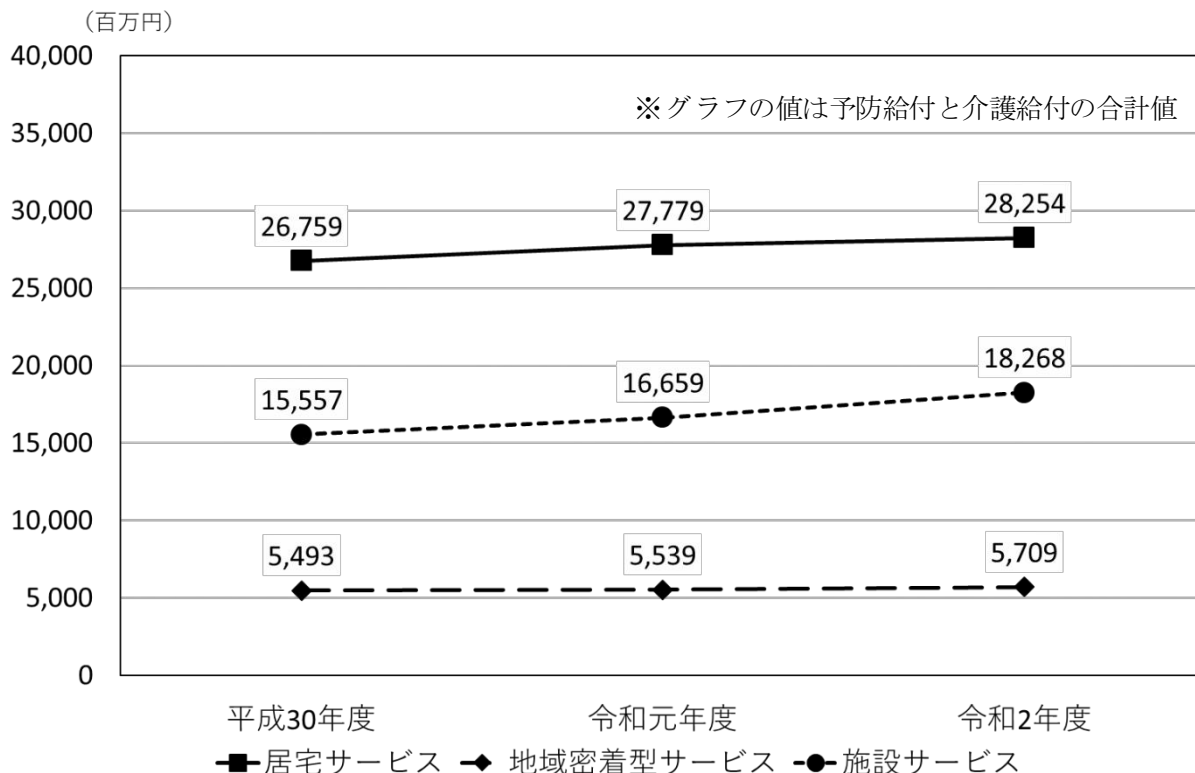
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度見込	
	実績値	計画値	実績値	計画値	見込値	計画値
予防給付*	724,569	837,115	750,869	930,852	755,118	1,030,940
居室サービス	706,571	810,073	739,238	901,496	739,762	998,007
地域密着型サービス	17,994	27,042	11,631	29,356	15,357	32,933
介護給付	47,084,362	49,559,384	49,225,919	52,288,379	51,476,168	55,777,618
居室サービス	26,052,271	27,360,990	27,039,697	29,071,598	27,513,805	31,980,076
地域密着型サービス	5,474,788	5,863,155	5,527,237	6,329,149	5,693,897	6,770,845
施設サービス	15,557,304	16,335,239	16,658,985	16,887,632	18,268,466	17,026,697
合計	47,808,932	50,396,499	49,976,788	53,219,231	52,231,287	56,808,558

出典：介護保険事業状況報告（年報）（平成30年度、令和元年度）

【令和2年度の見込値は令和2年5月月報と令和元年の実績値から推計】

\*：平成30年度の予防給付には、施設サービスの利用を一部含む

\*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり



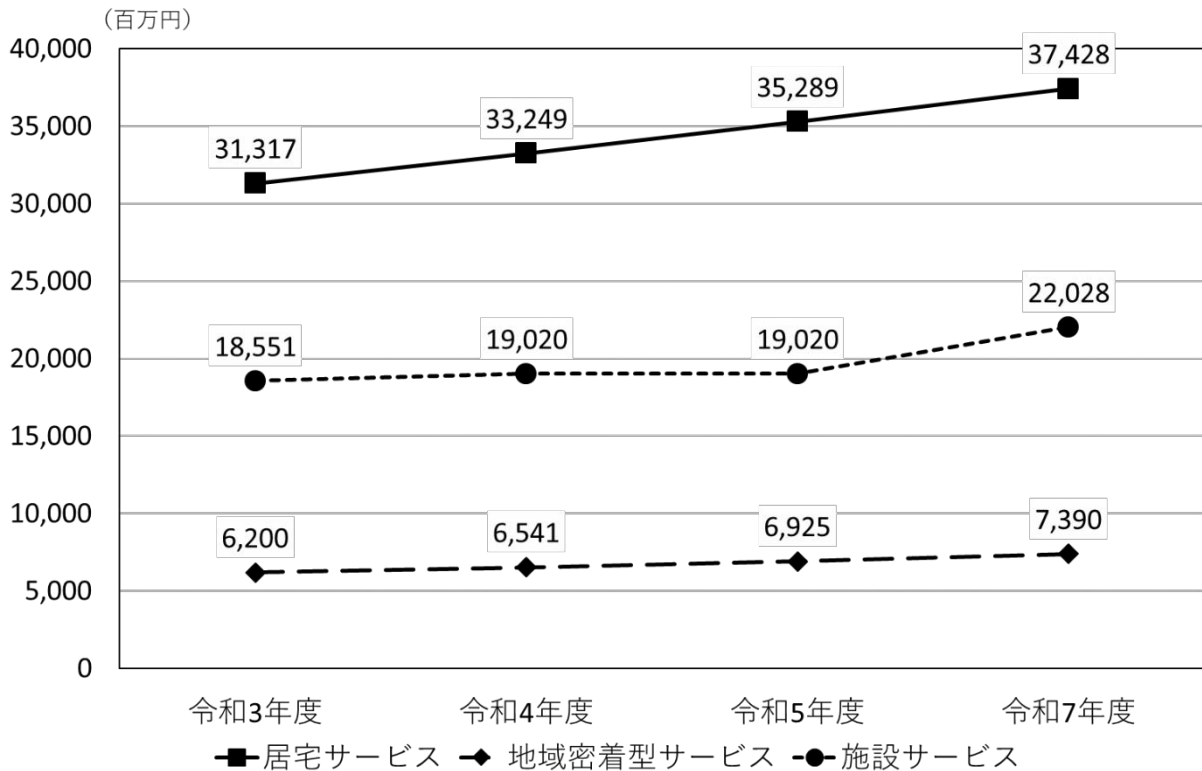
給付総額は増加傾向（平成30年度47,809百万円、令和元年度49,977百万円）にありますが、毎年25～30億円ほど計画値を下回っています。特に、居室サービスは、通所介護・訪問介護・通所リハビリテーションなどで計画との乖離が大きくなっており、平成30年度に約13億円、令和元年に約20億円計画を下回っています。また、地域密着型サービスも、認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護などが計画ほど給付額が伸びておらず、平成30年度に約4億円、令和元年に約8億円計画を下回っています。

② 給付額の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防給付	890,613	941,174	993,588	1,043,114
居宅サービス	866,811	916,599	967,215	1,015,217
地域密着型サービス	23,802	24,575	26,373	27,897
介護給付	55,176,651	57,869,247	60,240,534	65,803,331
居宅サービス	30,450,374	32,332,015	34,321,696	36,413,029
地域密着型サービス	6,175,772	6,516,746	6,898,352	7,362,411
施設サービス	18,550,505	19,020,486	19,020,486	22,027,891
合計	56,067,264	58,810,421	61,234,122	66,846,445

※グラフの値は予防給付と介護給付の合計値



給付総額は増加傾向（令和3年度 56,067 百万円、令和4年度 58,810 百万円、令和5年度 61,234 百万円）を見込んでおり、毎年25億円ほど増加することを見込んでいます。

特に、要介護の居宅サービスで増加が大きく伸びることを見込んでおり（令和3年度 30,450 百万円、令和4年度 32,332 百万円、令和5年度 34,322 百万円）、在宅での介護を支援する体制づくりが進むことを見込んでいます。

(7) 地域支援事業等の現状と推計

① 地域支援事業の現状

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域支援事業費	2,321,607	2,310,944	2,951,708
介護予防・日常生活支援 総合事業費	1,414,329	1,404,062	1,781,735
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）・任意事業費	832,193	830,273	1,059,894
包括的支援事業 （社会保障充実）	75,085	76,609	110,079

\*：小数点第1位を四捨五入した数値を掲載しているため、合計値と一致しない箇所あり

【総合事業の現状】

(単位：千円、人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービス	事業費	409,405	387,906	489,418
	利用者数	2,719	1,867	2,054
通所型サービス	事業費	685,713	696,505	866,616
	利用者数	3,519	2,456	2,702

地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」と言う。）の推移を見ると、サービス利用者数は、訪問型サービス・通所型サービスともに、令和2年度は令和元年度と比べて1.1倍となる見込みです。

総合事業費では、訪問型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて約1.3倍、通所型サービスは、令和2年度は令和元年度と比べて1.2倍と見込んでいます。

② 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費	2,952,430	3,069,445	3,185,116	3,294,271
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,772,192	1,880,608	1,985,588	2,073,586
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業費	1,069,193	1,076,984	1,086,669	1,105,834
包括的支援事業（社会保障充実）	111,045	111,854	112,860	114,850

【総合事業の推移】

(単位：千円、人)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問型サービス	事業費	484,039	517,054	548,897	574,936
	利用者数	2,498	2,668	2,833	2,967
通所型サービス	事業費	845,962	903,663	959,315	1,004,824
	利用者数	3,264	3,487	3,701	3,877

介護保険財政でまかなわれる事業には、介護保険給付のほかに、地域支援事業があります。

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として実施する事業です。

地域支援事業費は、令和3年度の2,952,430千円が令和5年度には3,185,116千円に増加すると推測されます。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、令和3年度の1,772,192千円が令和5年度には1,985,588千円に増加すると推測されます。

包括的支援事業・任意事業費（社会保障充実分を含む。）は、令和3年度の1,180,238千円が令和5年度には1,199,529千円に増加すると推測されます。

【その他費用の推計】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
特定入所者介護サービス費等給付額	2,291,619	2,404,598	2,509,498	2,681,906
高額介護サービス費等給付額	1,743,375	1,829,325	1,909,129	2,040,290
高額医療合算介護サービス費等給付額	256,396	269,037	280,774	300,064
算定対象審査支払手数料	59,543	62,492	65,212	69,694



## 2 介護保険制度の主な改正点

### (1) 高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げ

自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせて、変更することが予定されています。

区分	自己負担限度額
年収約 383 万円以上 770 万円未満	(変更なし) 44,400 円
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満	44,400 円⇒93,000 円
年収約 1,160 万円以上	44,400 円⇒140,100 円

### (2) 負担限度額認定

#### ① 資産要件の基準額の見直し

現在、預貯金等一律 1,000 万円以下が、補足給付の対象でありましたが、以下のように変更が予定されています。

区分	預貯金等
第 1 段階 (生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で住民税非課税)	(変更なし) 1,000 万円以下
第 2 段階 (住民税非課税で年金収入等が 80 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒650 万円以下
第 3 段階① (住民税非課税で年金収入等が 80 万円超 120 万円以下)	1,000 万円以下 ⇒550 万円以下
第 3 段階② (住民税非課税で年金収入等が 120 万円超)	1,000 万円以下 ⇒500 万円以下

#### ② ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し

食費について、第 2・第 3 段階で日額及び月額限度額が引き上げられます。

区分	ショートステイ	施設入所
第 1 段階	(変更なし) 日額 300 円	(変更なし) 月額 9,000 円
第 2 段階	日額 390 円⇒日額 600 円	(変更なし) 月額 12,000 円
第 3 段階①	日額 650 円⇒日額 1,000 円	(変更なし) 月額 20,000 円
第 3 段階②	日額 650 円⇒日額 1,300 円	月額 20,000 円⇒月額 42,000 円

### (3) 認定期間の延長

現在、要介護認定の更新認定に関しては、有効期間の上限は 36 か月とされていますが、令和 3 年 4 月以降は、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者については、有効期間の上限が 48 か月に延長されることが予定されています。

### 3 介護保険料の算出

① 高齢者人口（第1号保険者数）（及び第2号被保険者数）の推計



高齢者人口  
令和3年度 175,620人 令和4年度 176,899人 令和5年度 178,490人

② 要支援・介護認定者数を推計



要支援・介護認定者数  
令和3年度 40,951人 令和4年度 43,243人 令和5年度 45,397人

③ 介護保険給付に必要な費用の合計（総事業費）を推計  
標準給付費見込額＝総給付費＋その他費用  
総事業費＝標準給付費見込額＋地域支援事業費



総事業費  
令和3年度 634億円 令和4年度 664億円 令和5年度 692億円

④ 3年間の総事業費の合計の第1号被保険者負担分（23%）から、準備基金取崩額を引いた費用に対して、保険料収納率を勘案して、弾力化した第1号被保険者（3年間）の合計人数で除算し、介護保険料基準額を算出

$$\text{介護保険料基準額} = \left[ \left( \frac{\text{3年間の総事業費}}{\text{第1号被保険者負担分}} \times \frac{\text{第1号被保険者負担分}}{\text{(\%)}} \right) - \text{準備基金取崩額} \right] \times \frac{\text{保険料収納率}}{\text{(\%)}} \div \frac{\text{弾力化第1号被保険者数}}{\text{延人数(3年)}}$$

- ・ 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る
- ・ 所得段階別の保険料率 14段階、2.7 ⇒ 17段階、4.5

第7期保険料基準額 6,580円

⇒ 第8期保険料基準額（案） 約7,070円～約7,270円

給付費等の推計結果から、保険料を暫定的に算出しています。

保険料は現在検討中であり、変更となる場合があります。

今後の介護報酬改定の影響は勘案しておりません。

74 ページに掲載の所得段階別の保険料率を前提に算出していますが、保険料率については、今後変更となる可能性があります。

【3 介護保険料の算出】

【第7期所得段階別介護保険料及び保険料率】

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第14段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	0.7%
第13段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	2.30	0.5%
第12段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	2.00	0.8%
第11段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	0.9%
第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.49	2.2%
第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.45	3.0%
第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.40	6.8%
第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.21	11.7%
第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	12.1%
第5段階 (基準額)	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	1.00	9.3%
第4段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	12.1%
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.70	7.9%
第3段階 特例軽減B	単身世帯の場合、収入が150万円以下、預貯金が350万円以下。世帯人数が1人増えるごとに、収入額と預貯金額に50万円を加算する。	0.50	
第3段階 特例軽減C	単身世帯の場合、収入、預貯金がともに80万円以下。世帯人数が1人増えるごとに、収入額と預貯金額に50万円を加算する。	0.30	
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	8.1%
第2段階 特例軽減B	単身世帯の場合、収入が150万円以下、預貯金が350万円以下。世帯人数が1人増えるごとに、収入額と預貯金額に50万円を加算する。	0.30	
第1段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.30	23.9%

## 【第 8 期所得段階別介護保険料及び保険料率(案)】

※保険料率は第 5 段階が基準額です。

※介護報酬の影響等により、保険料率は変更となる場合があります。

所得段階	対象となる方	保険料率	人数の構成比
第 17 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以上	4.50	0.3%
第 16 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 2, 0 0 0 万円以上 2, 5 0 0 万円未満	4.00	0.1%
第 15 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 1, 5 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	3.50	0.2%
第 14 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 1, 2 0 0 万円以上 1, 5 0 0 万円未満	3.00	0.2%
第 13 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 9 0 0 万円以上 1, 2 0 0 万円未満	2.50	0.4%
第 12 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 7 0 0 万円以上 9 0 0 万円未満	2.00	0.5%
第 11 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 5 0 0 万円以上 7 0 0 万円未満	1.80	1.1%
第 10 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 4 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満	1.60	2.0%
第 9 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 3 0 0 万円以上 4 0 0 万円未満	1.45	3.0%
第 8 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 2 0 0 万円以上 3 0 0 万円未満	1.40	6.8%
第 7 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 1 2 0 万円以上 2 0 0 万円未満	1.21	11.7%
第 6 段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が 1 2 0 万円未満	1.08	12.1%
第 5 段階 (基準額)	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	1.00	9.3%
第 4 段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 8 0 万円以下	0.87	12.1%
第 3 段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.70	7.9%
第 3 段階 特例軽減 B	単身世帯の場合、収入が 1 5 0 万円以下、預貯金が 3 5 0 万円以下。世帯人数が 1 人増えるごとに、収入額と預貯金額に 5 0 万円を加算する。	0.50	
第 3 段階 特例軽減 C	単身世帯の場合、収入、預貯金がともに 8 0 万円以下。世帯人数が 1 人増えるごとに、収入額と預貯金額に 5 0 万円を加算する。	0.30	
第 2 段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 1 2 0 万円以下	0.50	8.1%
第 2 段階 特例軽減 B	単身世帯の場合、収入が 1 5 0 万円以下、預貯金が 3 5 0 万円以下。世帯人数が 1 人増えるごとに、収入額と預貯金額に 5 0 万円を加算する。	0.30	
第 1 段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が 8 0 万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.30	23.9%

### 【3 介護保険料の算出】